

令和元年第3回東大和市議会定例会会議録第19号

令和元年9月3日（火曜日）

出席議員（21名）

2番	大 后 治 雄 君	3番	二 宮 由 子 君
4番	実 川 圭 子 君	5番	森 田 真 一 君
6番	尾 崎 利 一 君	7番	上 林 真 佐 恵 君
8番	中 村 庄 一 郎 君	9番	根 岸 聡 彦 君
10番	木 下 富 雄 君	11番	森 田 博 之 君
12番	蜂 須 賀 千 雅 君	13番	関 田 正 民 君
14番	和 地 仁 美 君	15番	佐 竹 康 彦 君
16番	荒 幡 伸 一 君	17番	木 戸 岡 秀 彦 君
18番	東 口 正 美 君	19番	中 間 建 二 君
20番	大 川 元 君	21番	床 鍋 義 博 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

欠席議員（1名）

1番 関 田 貢 君

議会事務局職員（5名）

事務局 長	鈴木 尚 君	事務局 次 長	並 木 俊 則 君
議 事 係 長	尾 崎 潔 君	主 任	櫻 井 直 子 君
主 任	高 石 健 太 君		

出席説明員（34名）

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総 務 部 長	阿 部 晴 彦 君	市 民 部 長	村 上 敏 彰 君
子育て支援部長	吉 沢 寿 子 君	福 祉 部 長	田 口 茂 夫 君
福 祉 部 参 事	伊 野 宮 崇 君	環 境 部 長	松 本 幹 男 君
都市建設部長	鈴木 菜穂美 君	学校教育部長	田 村 美 砂 君
学校教育部参事	佐 藤 洋 士 君	社会教育部長	小 俣 学 君
企 画 課 長	荒 井 亮 二 君	公共施設等 マネジメント課長	遠 藤 和 夫 君

秘書広報課長 五十嵐 孝 雄 君
職員課長 矢 吹 勇 一 君
保険年金課長 岩 野 秀 夫 君
納 税 課 長 中 野 哲 也 君
保 育 課 長 関 田 孝 志 君
障害福祉課長 小 川 則 之 君
都市計画課長 神 山 尚 君
建 築 課 長 中 橋 健 君
教育総務課長 石 川 博 隆 君

財 政 課 長 鈴 木 俊 也 君
市 民 課 長 梶 川 義 夫 君
課 税 課 長 真 野 淳 君
子 育 て 支 援 部 榎 本 豊 君
副 参 事
青 少 年 課 長 新 海 隆 弘 君
環 境 課 長 宮 鍋 和 志 君
都 市 建 設 部 内 藤 峰 雄 君
副 参 事
下 水 道 課 長 廣 瀬 裕 君
社 会 教 育 課 長 高 田 匡 章 君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 4 1 号議案 平成 3 0 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 第 4 2 号議案 平成 3 0 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 第 4 3 号議案 平成 3 0 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第 4 4 号議案 平成 3 0 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第 4 5 号議案 平成 3 0 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第 4 6 号議案 平成 3 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 0 第 8 号報告 平成 3 0 年度東大和市健全化判断比率について

第 1 1 第 9 号報告 平成 3 0 年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

第 1 2 第 1 0 号報告 専決処分の報告について

第 1 3 第 4 7 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第 1 4 第 4 8 号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 5 第 4 9 号議案 東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

第 1 6 第 5 6 号議案 市道路線の認定について

第 1 7 第 5 7 号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

第 1 8 第 5 0 号議案 平成 3 1 年度東大和市一般会計補正予算 (第 2 号)

第 1 9 第 5 1 号議案 平成 3 1 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 2 0 第 5 2 号議案 平成 3 1 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 2 1 第 5 3 号議案 平成 3 1 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 2 2 第 5 4 号議案 平成 3 1 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 3 第 5 5 号議案 平成 3 1 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 4 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 2 4 まで

午前 9時29分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和元年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る8月29日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります。本日9月3日より9月24日までの22日間といたします。

会議録署名議員は、3番 二宮由子議員及び14番 和地仁美議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第41号議案から第46号議案までの6議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託いたします。第8号報告から第10号報告、第47号議案から第49号議案、第56号議案、第57号議案、第50号議案から第55号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。このうち第57号議案につきましては、厚生文教委員会に審査を付託いたします。また、第56号議案につきましては、建設環境委員会に審査を付託いたします。

9月4日から6日、9日、10日の5日間は一般質問となります。

9月11日、水曜日からは23日、月曜日までの13日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

議案及び陳情審査を行う常任委員会等の日程について申し上げます。

9月12日、午前9時30分から総務委員会を、9月13日、午前9時30分から厚生文教委員会を、また同日、午後1時30分から広報委員会を、9月17日、午前9時30分から建設環境委員会を、また同日、午後1時30分から代表者会議を、9月18日、19日の両日、午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

また、19日、午後1時から及び20日、午後3時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件がない場合は開催いたしません。

24日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣を議決した後、閉会となります。

決算特別委員会資料要求期限は9月5日、午後5時までといたします。

議員提出議案の受け付け締め切りは9月13日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは9月20日、正午までであります。

追加予定議案を除く案件の内訳についてですが、報告案件3件、議決案件17件で、計20件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は18名です。

委員会に審査を付託する陳情は3件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長により指名いたします。

3番 二宮由子 議員

14番 和地仁美 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月3日から9月24日までの22日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（中間建二君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、7月8日に東京都市長会総務・文教部会が開催されました。

議事1の令和2年度東京都予算編成に対する要望事項案についてであります。部会として、28の要望事項案を取りまとめることについて、決定をいたしました。

次に、総務・文教部会終了後に、東京都市長会厚生部会が開催をされました。

議事1の令和2年度東京都予算編成に対する要望事項案についてであります。部会として、40の要望事項案を取りまとめることについて、決定をいたしました。

次に、7月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都地域防災計画震災編の修正及び全国における平成30年度の災害事例等についてであります。近年発生の大震災から得た教訓を具体化し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、震災対策の実効性をより一層向上させるため、当該計画を修正すること等について、東京都から説明、報告がありました。

次に、議事2の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会時における交通混雑緩和のために策定する輸送計画の第2案を取りまとめ、公表したこと等について、東京都か

ら報告、説明がありました。

次に、議事3の東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正案についてであります。東京都民の自転車損害賠償保険等への加入率を向上させるための改正を行うことについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の多摩の魅力発信イベントの進捗状況についてであります。当該イベントの名称と運営事業者が決定したこと等について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和元年度第1回東京都後期高齢者医療広域連合協議会において協議された事項等について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事6の令和2年度東京都予算編成に対する要望案についてであります。東京都市長会の各部会で協議した内容をもとに、94の要望事項とすることについて決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、7月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、7月18日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

次に、7月31日に多摩地域に対する都政の取り組みに関する要望及び東京都予算編成に対する要望活動が実施されました。

内容としましては、東京都市長会会長から副知事に対し、多摩地域に対する都政の取り組みについて要望した後、東京都市長会の部会ごとに東京都各局への要望活動を実施し、各市が行財政運営に苦慮していることを訴え、令和2年度の東京都予算編成に当たり特段の配慮を求めました。

次に、8月16日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における聖火リレーにおける一区間を複数人が走るグループランナーの設定等について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の東京都犯罪被害者等の支援に関する条例の検討状況についてであります。犯罪被害者支援の姿勢を明確に示し、社会全体での取り組みを推進するため、条例制定の検討を始めたことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の東京都におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例についてであります。当該条例の公布に伴う事務処理特例条例の改正の方向性等について、東京都から説明がありました。

次に、議事4の多摩の魅力発信イベントの進捗状況についてであります。イベントを告知するためのポスター案の決定等について、東京都から報告がありました。

次に、議事5の多摩振興事業の実績報告2018についてであります。平成29年9月に策定した多摩の振興プランに基づき、市町村と東京都が連携しながら進めてきた事業に係る2018年度の取り組み実績について、東京都から報告がありました。

次に、議事6のJETプログラムのPRについてであります。在外公館で選考された優秀な外国人青年を都道府県や市町村の要望に応じてあっせんする事業について、一般財団法人自治体国際化協会から説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、8月23日に山梨県笛吹市におきまして、東京都市長会並びに部会合同研修会が開催されました。

東京都市長会議の議事につきましては、8月16日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

また、各部会合同研修会では、健康科学大学産前産後ケアセンター長による「山梨県で取組む産後ケア事業について」と題した講演を受講の上、現地視察を行いました。

その内容につきましては、健康科学大学に業務を委託し、産婦の心と体に寄り添いながら子育てをサポートする事業についての紹介でありました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 中間建二君 登壇〕

○議長（中間建二君） 令和元年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、6月11日に全国市議会議長会定期総会が東京国際フォーラムで開催されました。

議事では、会務報告の後、平成29年度全国市議会議長会各会計決算を報告のとおり認定し、令和元年度同各会計予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、部会提出議案及び会長提出議案を審議し、全会一致で可決いたしました。

次に、7月2日に東京河川改修促進連盟理事会が練馬区役所で開催されました。

議事では、平成30年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、令和元年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、第57回総会及び促進大会（案）及び令和2年度役員改選（案）を承認いたしました。

次に、7月18日に東京都北多摩議長連絡協議会役員市議長・局長会議が清瀬市役所で開催されました。

東京都北多摩議長連絡協議会の会長である清瀬市議会議長のもと、8月に予定している東京都北多摩議長連絡協議会定例会の運営及び研修会について調整を行いました。

次に、7月29日に第51回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会及び第38回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会がパレスホテル立川で開催され、床鍋建設環境委員会委員長とともに出席いたしました。

議事につきましては、それぞれ平成30年度の事業報告、同歳入歳出決算及び令和元年度の事業計画（案）、同歳入歳出予算（案）を審議し、いずれも原案どおり承認いたしました。

そのほか、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会においては、役員改選が行われ、全員留任と決定いた

しました。

次に、8月2日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、令和元年5月30日以降の会務報告のほか、東京都支部からの都県提出議案として、豊島区から提出のありました、麻しん（はしか）対策の要望を令和元年10月17日に開催予定の関東市議会議長会理事会への提出に向けて取りまとめを行うことで承認されました。

次に、8月7日に第57回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が練馬文化センターで開催されました。

議事では、平成30年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、令和元年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

促進大会では、大会宣言に続き、大会決議が採択されました。

次に、8月8日に東京都北多摩議長連絡協議会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告のほか、平成30年度東京都北多摩議長連絡協議会事業報告及び同歳入歳出決算を報告のとおり認定し、令和元年度東京都北多摩議長連絡協議会事業計画（案）及び同歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。また、令和2年度役員（案）を原案どおり可決いたしました。

同日、定例総会に引き続き、東京都北多摩議長連絡協議会研修会が開催されました。

研修会は、山梨学院大学名誉教授の込山芳行氏により、「地方議員が知っておきたい日本国憲法」と題して講演が行われました。

報告は以上ですが、ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 中間建二君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（中間建二君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第41号議案 平成30年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 第42号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 第43号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 第44号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 第45号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 第46号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中間建二君） 日程第4 第41号議案 平成30年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第42号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第43号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第44号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第45号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第46号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。
お諮りいたします。

第41号議案から第46号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
お諮りいたします。

決算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第10 第8号報告 平成30年度東大和市健全化判断比率について

○議長（中間建二君） 日程第10 第8号報告 平成30年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。
報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題になりました第8号報告 平成30年度東大和市健全化判断比率についてにつきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものでありますが、健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

この4つの指標であります。標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、

標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等において負担する地方債の元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等において将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

これらの4つの指標のうち、いずれか1つの指標が、別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表、健全化判断比率をごらん願います。

平成30年度決算におけます各指標であります。1の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は12.66%であります。

2の連結実質赤字比率につきましても、一般会計と5つの特別会計を合わせた連結実質収支が黒字となりましたことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は17.66%であります。

3の実質公債費比率につきましては、控除財源となる特定財源の増額等によりマイナス2.7%となりました。

なお、早期健全化基準は25.0%であります。

4の将来負担比率につきましては、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなりましたことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、平成30年度決算におきましては、健全化判断比率の4つの指標全てが早期健全化基準を下回る内容となっており、これらの指標において、市財政は健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。御説明ありがとうございます。

いつも伺ってることですけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、空欄ですけれども、マイナスになってるから空欄なんだろうと思うんですが、実際数値としてはどのような数値になるのか伺います。

それから将来負担比率については、その計算式ですね、その数字がどのようになっているのか、マイナス何%ってなった根拠の計算についても伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 健全化判断比率につきまして、御質疑をいただきました。

まず1点目の実質赤字比率につきましては、第1表のとおり、表につきましては空欄となっております。

実質赤字比率につきましては、一般会計の実質赤字の有無ということでございますが、マイナスの8.73となっております。

続きまして、連結の赤字比率の数値でございます。こちらについては、特別会計等も含めました赤字の比率となっておりますが、こちらについてはマイナスの12.77となっております。

続きまして、将来負担比率でございますが、こちらについてもマイナスの数値となっております、第1表のほうについては空欄となっておりますが、こちらのほうについてはマイナスの12.1となっております。

続きまして、将来負担比率の数値の根拠ということでございます。

こちらについては、分子のほうは将来負担額、分母のほうは主には標準財政規模等となっております。

こちらのまず分子のほう、将来負担額についてですが、地方債の現在高、こちらにつきましては205億9,089万9,000円、債務負担行為に基づく支出予定額、こちらについては4,250万円。

公営企業債等繰入見込み額、こちらにつきましては30億2,225万3,000円、組合負担等見込み額、こちらについては5億5,871万7,000円、退職手当負担見込み額、こちらについては38億6,620万6,000円となっております。

こちらが将来負担額となっております、ここから分子については充当可能財源等ということで控除する財源がございます。こちらについては299億1,098万8,000円となっております。将来負担額については、控除した財源を差し引きしますと、マイナスの18億3,041万3,000円となっております。

分母のほうにつきましては、標準財政規模から基準財政需要額の算入公債費等の額を差し引きします。そうしますと、分母のほうにつきましては150億6,508万9,000円となっております。分子がマイナスとなっておりますので、将来負担比率もマイナスということで、マイナスの12.1となったものでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第8号報告を終了いたします。

日程第11 第9号報告 平成30年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

○議長（中間建二君） 日程第11 第9号報告 平成30年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号報告 平成30年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率についてにつきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものであります。この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計における資金不足比率につきまして、御説明

申し上げます。

第1表、資金不足比率をごらん願います。

平成30年度決算における資金不足比率は、1の下水道事業特別会計、2の土地区画整理事業特別会計、ともに資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄となっております。

なお、この比率における経営健全化基準は20.0%であります。

以上のように、平成30年度決算におきましては、各会計の資金不足比率が経営健全化基準を下回る内容となっており、この比率において、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計の経営は、ともに健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第9号報告を終了いたします。

日程第12 第10号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第12 第10号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、保存樹木の枝折れの物損事故による損害賠償額の決定についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和元年7月17日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

損害賠償額は5万6,700円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和元年6月17日、月曜日に、市が指定する保存樹木の枝が折れ、隣接する家屋の屋根の一部を損傷したものであります。

事故の状況から樹木の管理に瑕疵があるとして示談をしたもので、屋根の修繕費を市が支払うものであります。

なお、相手方へ支払います損害賠償金は、市が加入する施設賠償責任保険から全額補填される予定であります。

事故後におきましては、再発防止のため、樹木の点検等を実施いたしました。今後、より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第10号報告を終了いたします。

日程第13 第47号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（中間建二君） 日程第13 第47号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第47号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、関係する11条例について一括して改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

今回は改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第47号議案資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

初めに、本条例によりまして整備する会計年度任用職員制度の概要を御説明申し上げます。

まず制度についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度を導入いたします。このことに伴いまして、現行の臨時職員・嘱託員制度は平成31年度末に廃止し、令和2年度以降も業務があり、必要となる職について会計年度任用職員制度に移行するものであります。

なお、会計年度任用職員制度につきましては、東大和市における現行の臨時職員・嘱託員制度を基本とし、国及び東京都の制度を参考にして整備するものであります。

次に、勤務条件についてであります。任期は会計年度を超えない1年以内とし、最長で4月1日から翌年3月31日までとするものであります。勤務時間は1週間当たり30時間以内、1日当たり7時間30分以内とする

ものであります。また、人事評価を実施するものであります。

次に、報酬及び手当についてであります。報酬に加えて新たに期末手当を支給いたします。支給月数は2.6カ月といたしますが、導入当初の2年間は経過措置を設け、段階的に支給月数の引き上げを行うこととし、令和2年度は1.3カ月、令和3年度は2.2カ月、令和4年度以降は2.6カ月とするものであります。支給基準日を6月1日及び12月1日とし、支給対象となる会計年度任用職員には、週20時間以上かつ6カ月以上の任用期間があることを要件とするものであります。また、通勤費を費用弁償として支給いたします。なお、報酬額は時間額4,000円を上限とし、現行の臨時職員・嘱託員の額を原則として維持いたしますが、一部の職種につきましては引き上げを行うものであります。

次に、任用についてであります。任用に当たっては、原則として公募によることとし、試験または選考により採用いたします。ただし、令和2年度の制度移行時については、現行の臨時職員・嘱託員のうち、令和2年度以降も業務があり、職務内容が同一と認められる会計年度任用職員の職が設置された場合は、公募によらない任用に申し込むことができることといたします。公募による試験または選考により採用した後においては、公募によらない再度の任用が可能となりますが、再度の任用の回数は4回を限度といたします。また、採用当初1カ月は条件つき採用とするものであります。

次に、休暇・休業についてであります。勤務日数や任用年数に応じた年次有給休暇を付与いたします。また、一定の要件のもと、有給による夏季休暇・慶弔休暇等、育児のための無給の休暇・休業及び介護のための無給の休暇を付与いたします。

続きまして、各条文の主な改正内容を御説明申し上げます。

議案資料の2ページをごらんください。

本条例は、第1条から第11条にわたって、合計11条例の改正を行うものであります。改正する条例、改正の趣旨、主な内容を順次御説明いたします。

第1条は、東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用しないため、不要な規定を削除することを趣旨とするものであります。主な内容は、第21条、臨時、非常勤職員の給与の規定中、非常勤職員を削るものであります。なお、改正後の会計年度任用職員に対する報酬等については、この後、御説明いたします第5条による改正で規定するものであります。

第2条は、東大和市職員の分限に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用するため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、第3条、休職の期間の規定中、疾病等における休職の期間は、会計年度任用職員にあつては1年を超えない範囲内とする規定を加えるものであります。また、第4条、休職の効果の規定に、報酬等を支給しない旨を加えるものであります。

第3条は、東大和市職員の懲戒に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用するため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、第3条、減給の効果及び第4条、停職の効果の規定に報酬等を減給し、または支給しない旨を加えるものであります。

第4条は、東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用するため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、第2条、職員の規定中、嘱託員を削り、会計年度任用職員を加えるものであります。

第5条は、東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用するため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、まず条例名を東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例に改めるとともに、第1条、趣旨の規定に、会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当について規定する旨を加えるものであります。また、第2条、報酬の額の規定に、会計年度任用職員の報酬について、時間額4,000円を超えない範囲内において、職務に応じ予算の範囲内で規則で定める旨を追加するものであります。さらに、第4条、費用弁償の規定に、会計年度任用職員に旅費及び通勤費を支給する旨を加えるものであります。

議案資料の3ページをごらんください。

続きまして、第5条、期末手当の規定に、会計年度任用職員の期末手当について、基準日、6月1日及び12月1日及び支給月数2.6カ月を加えるものであります。なお、附則におきまして、期末手当の支給月数について経過措置の規定を設け、令和2年度は1.3カ月、令和3年度は2.2カ月とするものであります。

第6条は、東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用するため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、第2条、育児休業をすることができない職員の規定に、一定の要件を満たす会計年度任用職員については、育児休業が取得可能となる旨を加えるものであります。同じく第7条、部分休業をすることができない職員の規定に、一定の要件を満たす会計年度任用職員については、部分休業が取得可能となる旨を加えるものであります。

第7条は、東大和市職員互助会に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用しないため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、第2条、組織及び会員の規定に、会計年度任用職員を含めない旨を加えるものであります。

第8条は、東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用しないため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、第3条、任命権者の報告事項の規定に、会計年度任用職員は報告の対象外になる旨を加えるものであります。

第9条は、東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用するため、所要の規定を追加することを趣旨とするものであります。主な内容は、第19条、非常勤職員等に対する特例の規定に、会計年度任用職員に対する特例の規定を加え、勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、その職務の性質等を考慮し、規則で定める旨を加えるものであります。

第10条は、東大和市消費生活センター条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用するため、所要の規定を改正することを趣旨とするものであります。主な内容は、第7条、消費生活相談員の規定中、委嘱を任用に改めるものであります。

第11条は、東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正するものであります。この改正は、当該条例を会計年度任用職員に適用しないため、所要の規定を改正することを趣旨とするものであります。主な内容は、第2条、職員の派遣の規定中、地方公務員法第22条第1項を地方公務員法第22条に改めるものであります。

最後に附則であります。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきたく存じます。

附則第1項は、施行期日の規定で、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項及び第3項は、先ほど第5条の東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正の際に御説明いたしました令和2年度及び令和3年度におけます期末手当の経過措置について定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 説明、ありがとうございました。

質疑をさせていただきます。

この条例は、令和2年4月からの会計任用職員制度導入のために行われるものであるというふうに今御説明をいただきました。処遇の改善がなされるものということで御説明をいただきまして、今また報酬等は期末手当、通勤手当等が出るというふうになること。また、休業等も保障されるという形で、臨時職員・嘱託職員の皆様の処遇が改善されるものというふうに理解をいたしました。

一方で、この処遇が改善されるということでございますので、この嘱託職員・臨時職員の皆様が、この会計年度任用職員に移行することでは、どれぐらいの経費が見込まれているのかということをお聞きしたいと思えます。そして、この処遇が改善されるのはうれしいことでございますけど、一方で市の財政から見ますと人件費が増加するということが明らかになりますので、このことに対する対応をどのように考えているのか伺いたいと思えます。

○総務部長（阿部晴彦君） 会計年度任用職員制度に移行することに伴いまして、ただいま御説明申し上げましたように期末手当の支給等、人件費の増大が見込まれております。1週間当たり30時間で1年間の任用、期末手当を支給を月数を2.6月と試算した場合には、最大で現時点で年間約2億8,000万円になると試算をしております。ただし、導入当初は、2年間、経過措置を設けたいと考えておりまして、ただいま御説明を申し上げたところでございます。それによって財政への負担を和らげたいというのが1つ。また、会計年度任用職員が従事する業務につきましても、真に必要なものとなるように継続して見直しを図っていきたいということ。そのようなことで、費用の増加を極力抑えてまいりたいと考えております。また、現在も庁内では行政改革に関する取り組みを推進しておりますことから、今後とも業務の見直しや、あるいは民間活力の導入などを通しまして、今後も継続し検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 幾つか伺います。

この制度の導入に当たっては、正社員の業務の置きかえにならないように、より一層業務を明確化して、それを守っていく仕組みが必要だと思うんですけれども、どのように具体的に行っていくのか伺います。

続きまして、期末手当の経過措置について御説明ありましたけれども、他市の状況、特に近隣の地域についてはどのようになっているのか伺います。

それと、もう一つ、再度の任用について、この資料を見ますと4回までということになってはいますが、

こちらについても他市の状況を伺います。

以上です。

○職員課長（矢吹勇一君） 会計年度任用職員制度導入に合わせました正規職員の業務の明確化ということでございますが、これは従前と基本的には変わらないのですが、正規職員に関しましては長期的な視点に立った業務を行っていく。一方で、非常勤の職員、会計年度任用職員に関しましては、補助的な業務、あるいは専門的な資格、経験を生かした業務を行っていくということで考えてございます。

続いて、2つ目の期末手当の経過措置に関しての他市の状況でございますが、近隣市、まだそれぞれの市で今検討しているところでございますので、きちっとした数字は持っていないのですが、一部の市では経過措置を設けて、段階的に引き上げていくということで検討しているというふうになっております。

それと3つ目、再度の任用に関しての4回までということに関してでございますが、こちらの回数に関しましては、東京都あるいは近隣市におきましても、多くが4回ということで検討を現在しているということでの話を伺っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

1点目の点について、今回この会計年度任用職員の導入によって、正規の方々のある一定の処遇改善を図られるという、そういうふうになってますけれども、一方でその業務の明確化ということを引きちんと行っていかないと、結局この正規の仕事、臨時や、この会計年度任用職員ということになりますけど、こういうことに置きかえていくことが、逆に合法化されかねないという懸念もあると思うので、その点は本当にしっかりやっていただきたいと思うんですが、この点について、これまでどおりという御答弁だったんですけども、再度、市の認識、どういうふうにしていくかという点について御認識を伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 今回、令和2年度からですね、全国におきまして法律に基づいて新しい会計年度任用職員制度というのが導入されます。これまで全国の中では、さまざまな非常勤の職員の任用に関することに関してばらつきがあったということが、国のほうで問題認識を持った上で、今回、新制度に移ります。

また、新制度に移ることに伴いまして、市の負担は一定額負担増となりますけれども、働いていらっしゃる方につきましては、今、国が推進している流れに沿って、勤務条件が一定の改善も図られていくということがございます。

今後とも法の制度の中で、しっかりとさまざまな職員の制度というのが整理されておりますので、その運用を適切に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 伺います。

これまでも、私ども一般質問等で非正規職員の処遇改善は常々求めてまいりました。今回の2020年度から導入される会計年度職員制度については、報酬や休暇など一定の改善が図られるものと期待をしておりますが、一方で積み残した課題もあるのではないかと考えております。

そこで、とりあえず5点ばかり、まずお伺いしておきたいと思うんですが、1つは現状どういふふうになってるのかということですが、平成31年の4月1日現在で、非正規職員数が全職員に占める割合ってというのは、どれくらいになるのかということをお伺いします。

2番目に、これまで嘱託員・臨時職員それぞれについて、通勤手当の支給基準や休暇等の付与をどのように

改善を図ってきたのか、いろいろ御努力されたことと思うんですが、この点についてお伺いしたいと思います。

3番目に、嘱託員は公募によらない任用は最大6回まで、臨時職員は半年の任用で更新1回ということで、都合11カ月働いて1カ月、間をあけて再び採用されると、このようなことを繰り返し、数年に渡っているというような、こういう慣行があったかと思うんですが、雇用の不安定さがこの中では問題になってきています。これらの面で、会計年度職員制度の導入によって、どのような改善、また場合によっては交代ということもあるかもしれませんが、行われるのか、市の見解をお伺いいたします。

4番目に、会計年度職員のうち、週の勤務時間が20時間未満の方ってというのはどれぐらいの人数になるのか。職種別ではどのような職種がその典型となると見込まれるのか伺います。会計年度職員制度の導入でも、これらの方々については、これまでと条件が変わらないばかりか、公募によらない任用の回数の基準が改悪されるのだけになるのではないかという懸念があるのですが、この点について市の見解を伺います。

5番目に、非正規公務員の処遇については、地方自治法等の制約を理由に改善が進んでこなかったという面があり、いわゆる官製ワーキングプアを解消する責任というのは、政府にあるのではないかと考えております。全員協議会の資料では、全ての嘱託員・臨時職員が会計年度職員に移行した場合、経費の増加分は平年2億8,000万円ほどになると試算をされておりますが、今後、地方交付税の増額など、国の対応は予定されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○職員課長（矢吹勇一君） それでは、まず1点目、非常勤職員の占める割合でございますが、今回、資料要求いただいております、適用させていただきました資料の①でございますけれども、平成31年4月1日時点での正規職員数が471名、臨時職員が447名、嘱託員が172名となっておりますことから、全職員に占めます臨時職員・嘱託員の割合は56.8%となります。

続いて2点目、これまでの嘱託員・臨時職員の改善に関してでございますが、まず通勤手当につきましては、平成23年度から正職員に準じて嘱託員に支給することを行っております。また、休暇等の付与に関しましては、これまでに臨時職員に対する出産休暇、生理休暇の付与を行っております。また、嘱託員に対しましては、ただいまの出産休暇、生理休暇に加えまして、子供の看護休暇、また夏季休暇等についても新たに付与をしております。

次、3点目でございますが、任用の更新に関してでございます。会計年度任用職員制度では、任用に当たっては、原則、公募を行いまして試験または選考により任用を行うこととなっております。翌年度以降の公募によらない再度の任用につきましては、4回までを限度と考えております。なお、公募によらない再度の任用が4回に達した後に、職が引き続く場合には公募に申し込むことは可能でありますので、試験または選考の結果、引き続き任用することについては可能であるというふうと考えております。

続いて4点目でございますが、会計年度任用職員の勤務時間が20未満のものに関してでございますけれども、会計年度任用職員のうち勤務時間が20時間未満の者の人数につきましては、現時点では人数についてはまだ不明でございますが、現状の人数につきましては同じく資料提供の2番に数字でございます。こちらの数値が、令和元年7月1日現在の嘱託員・臨時職員における数字ですけれども、244名となっております。大体この同程度の人数になるということは、想定はされるかと考えております。また典型的な職種としましては、例えば消費生活相談員、あるいは庁用車運転業務員がございまして、週20時間未満となる会計年度任用職員には、期末手当の支給は対象外というふうになりますけれども、休暇制度に関しまして育児休業や介護休暇などの休暇制

度の充実を図ることによって、勤務条件の向上は図ってまいりたいと思っております。

○総務部長（阿部晴彦君） 5点目の国の財政的な支援等についてでございますが、現時点でまだ不明確であります。マニュアルなどを見ますと少し期待したいなというような文章もございます。まだ具体的な情報は入っておりません。

また、9月2日付の日経新聞の記事なんですけれども、引用させていただきますと、全国では自治体の負担増を、全国で相当な負担等、「1,000億円規模とみられる自治体の負担増を国がしっかりと予算措置することも欠かせない。」というような論調の記事もございますので、引き続き国による財政措置などについて期待するとともに、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 御答弁、ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中でも、この間、段階的に非常勤職員さんの待遇を改善してきたという市の努力もうかがえたものかと思っておりますが、一方でこの更新回数ですけれども、これまでは6回——嘱託員でいうと6回というのが、東大和市の議会での御答弁では、おおむねですけれども、東京都の基準が4回で、これに準じているところが26市の中で一番多いだけども、我が市は6回ということで少し余裕をとっていると、そういう姿勢があるんだというお話が市側からもあったと思うんですけど、この機にその6回を4回にリセットして、東京都並みにしなければならない理由っていうのは何なのか、伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 会計年度任用職員制度におきます公募によらない再度の任用についてでございますが、回数につきましては国のマニュアルでは2回とされております。それに対していろんな情報収集した中では、東京都は4回で決めております。それで近隣市とのバランスなども見てるんですが、先ほどありましたように近隣においても4回というのが多く見受けられますので、制度そのものが令和2年度に新制度にリセットされることもございますので、近隣あるいは東京都等、参考にさせていただいて、制度の設計をしてきているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） さまざま今質疑ありましたけれども、非正規職員の方々の待遇、制度そのものが抜本的に変わるということで、委員会に付託するなどして十分な審査が必要だというふうに思います。

それで幾つか伺いますけれども、職員組合や、それから当事者の方々に対する説明や協議の結果について、また理解を得ているその状況について伺います。

それから、2つ目に市財政の影響ということで2億8,000万円という数字が出されましたけれども、この2億8,000万円の根拠っていいですか計算式、これについて伺います。

それから、国の財政措置について、市長会等を通じて十分な財政措置を求めているのかどうかという点についてもあわせて伺います。

それから、勤務時間が1週間当たり30時間以内、1日当たり7時間半以内とするというふうになっています。

これは国家公務員の場合でいうと、常勤の4分の3を超えるとパートタイムではなくフルタイム扱いされるということになってはいますが、この会計年度任用職員制度においては、1分でも常勤の正規職員の勤務時間を掛けると、フルタイムではなくパートタイムになってしまうというふうになっていますけれども、ここがなぜそのような国家公務員との違いが出ているのか伺います。

それから、概要の中で、令和2年度以降も職がある。その職がある場合に、現行の臨時職員・嘱託員が会計年度任用職員になると、必要となる職についてなるということですが、これに該当しないで、任用されない、首切りになってしまうという分野があるのかどうか。これは単年度の任用だったり、7年間の任用だったりということあると思いますけれども、その職そのものをなくしてしまうというのは市の都合によるものなので、通常の任用期間が切れたからって扱いとは全く別な対応を市として行うべきだと考えますので、この点について確認します。

それから、勤務条件の中で人事評価を実施するというふうになっています。別にいただいた資料で、学童保育所指導員については、平成6年に19万800円になって以降、25年にわたって、四半世紀にわたって、昇給なしで据え置きになってるという状況があります。学童保育の指導員がなかなか確保できないというの、こういうところにも大きな原因あると思いますけれども、この人事評価を行った上で昇給が行われるのかという点について伺います。

それから、今あった公募によらない再度の任用は4回までとするということですが、これは条例または規則で定める事項なのか、それとも市の考え方ということで示されているのか、この点について伺います。

それから、報酬額ですが、臨時職員・嘱託員の額を原則として維持するというふうになっています。ただし、一部の職種については引き上げを行うということですが、原則として維持するということはどういうことなのか、一部例外的に引き下げになるということがあるのかどうか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○職員課長（矢吹勇一君） 何点かいただきました。

まず1点目、職員組合と臨時職員・嘱託員、当事者への説明に関してでございますが、まず職員組合に対しましては、現在この嘱託員・臨時職員につきましては、職員組合員とはなってございませんので、正式な協議事項とはなってございませんので、交渉事項とはなっていないのではありませんが、職員組合に関しましては情報提供ということで、これまで説明をいたしております。

一方、現在、働いていらっしゃいます嘱託員・臨時職員につきましては、これまで概要については説明を、資料等での情報提供をさせていただいております。また、今後、嘱託員・臨時職員に対しましてのその直接の説明を順次させていただきたいと思っております。

続いて、財政への影響額、2.8億円の試算の中身ということでございますが、説明でも申し上げましたが、試算の内容といたしましては、現在働いていらっしゃいます嘱託員・臨時職員が、1週間当たり30時間、1年間を通しての任用になった場合で、期末手当の支給月数を2.6月で試算をいたしまして、その場合での最大での財源の負担がふえるということでの金額を2億8,000万というふうに試算をしております。

続いて、週30時間、1日7.5時間以内ということでのこの根拠と伺いますか、考え方でございますが、今お話ありましており会計年度任用職員制度につきましては、法律上はフルタイムの会計年度任用職員とパートタイムでの会計年度任用職員と2つの制度がございます。当市では、このうちパートタイムでの会計年度任用職員として制度を進めております。

勤務時間に関しましては、パートタイムの場合はフルタイムよりも短い時間ということで定められておりますけれども、当市の制度を週30時間、1日7.5時間以内というふうに考えましたのは、現状、嘱託員の勤務時間につきましては週30時間ということで任用を行っておりますので、これを踏襲するといえますか、この制度を維持するというので、パートタイム——会計年度任用職員につきましては週30時間以内ということで制度設計をいたしております。

続いて、令和2年の以降時の現在の嘱託員・臨時職員の移行に関してでございます。提案理由でも申し上げましたとおり、引き続き職が設置された場合には、申し込みをいただいて、引き続き任用をするということで考えてございますが、一方で来年度以降、業務がなくなった場合につきましては、その同じ職での引き続きの任用ということができなくなってまいりますので、この場合にはほかの会計年度任用職員の職につきまして、引き続き任用する人がいない職について公募いたしますので、こちらに申し込みをいただいて、試験または選考の結果、引き続き来年度以降も勤務を続けていただくことができるというふうに考えてございます。

続いて、人事評価に関しまして御質疑いただきました。まず会計年度任用職員制度に関しましては、現在考えております制度設計では、昇給制度は盛り込まないということで考えております。なお、人事評価の内容に関しましては、次年度の再度の任用の際に、人事評価の結果を見て、次年度の再度の任用をする場合の判断をするということで考えてございます。

続いて、公募によらない再度の任用に関しまして、条例、規則で定めがあるのかということでの御質疑でございますが、まず条例には特に規定はございません。また、今後この条例に基づきまして規則を整備いたしますが、その規則の中で何らかの規定を盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

続いて、報酬額に関しまして、原則として現行の額を維持いたしますが、一部の職種については引き上げを行うということでの中身でございますが、結論から申しますと、その引き下げということは考えてございません。現行の額は維持した上で、一部の職に関しまして引き上げを、今後、規則の制定する中で具体的に決定をしていくということでございます。

以上です。

○総務部長（阿部晴彦君） 会計年度任用職員制度移行に伴って、各市で負担、自治体で負担が増になるということ踏まえての国への働きかけ等でございますが、現時点では市長会でこれを議題として、何か取り上げたというようなことは、現時点では私のほうは認識はまだございません。ただし、大変関心の高いことでございますので、国の動向などもよく情報収集しながら、働きかける場とかがあれば、そのような声を上げていくということは、市長会に限らず考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 幾つか伺います。

2億8,000万の計算根拠ですけれども、いただいた資料で臨時職員447名、嘱託員172名、それから20時間に満たない方が244名ということですから、447と172を足して244を引いた方々に一定の報酬額を掛けて、2.6を掛けて2億8,000万になるということではないのでしょうか。ちょっとそこら辺の根拠について伺いたいんです。

それから、首切りがあるのかどうかということですが、引き続きない場合はということがありました。今、私が承知してる範囲では、学童保育所や市民部窓口の民間委託ということが考えられていて、その臨時職員については、本人が希望すれば委託先で雇用が可能となるというふうに説明がされてるわけですが、今のものも含めて令和2年以降、その職がないという状況になる非正規職員の数はどれぐらいになる

のか。それから、それらの方々について、その雇用を守るという点で、市としてどのような対応を行っていくのかという点を伺います。

以上です。

○職員課長（矢吹勇一君） 2億8,000万円の増額の試算の方法でございます。この数字の試算に関しましては、現状の臨時職員・嘱託員の方の勤務している時間数を基本として考えまして、この勤務時間数が先ほど申しました1週間30時間で換算した上での期末手当を含めた人件費を試算した結果、2億8,000万ふえるということでの計算でございます。

続いて、令和2年度以降の業務が2年度以降なくなった場合の臨時職員・嘱託員の雇用に関してでございます。まずその職が来年度以降どれだけなくなるというふうにとということでの人数、数につきましては、現在その具体的な数字というのは持ってございません。

また、実際その職が来年度以降なくなった場合、現在働いている人の雇用に関しましては、全体での会計年度任用職員の職、来年度以降の職の中で、現在の臨時職員・嘱託員の中で継続して業務を行わないというポストが発生してくると考えておりますので、その職について公募いたしますので、それをきちんと周知、お伝えして、そちらの会計年度の職に申し込みをしていただきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ちょっと今回の件で、とりわけ任用について、期間についてのことが大変気になるんですけども、先ほどの答弁の中で、確かに補助的な業務の件では、別にそこまで考えなくてもいいのかもしれないけども、専門的業務、いわゆる嘱託員として、職員がこの間、担ってきた役割、東大和市にとっても大変大きなものがあるわけですよ。とりわけ図書館の司書や、また博物館の学芸員等ですね、いなくてはいけないそういう業務、東大和市の場合は専門的、いわゆるそういう職種制度をとってないから、当然それを担うべき嘱託員、今回それが会計年度任用職員の中にも含まれるわけですから、その任用のことを考えたら、4回原則でさらに検討ということもあるんですけども、これ国が2回だから、東京が4回だからということじゃなくて、東大和市として専門職制度をとってない中で、そういった専門職、どう確保するかっていうことから考えたら、もっと論議してないのがちょっと私も非常に驚いています。つまり、その点とあわせて今回の制度、どの程度認識して、そういったときどうするのか。つまり、東大和市で、例えば学芸員が不足して採りたいといっても、うちの市のいってみれば賃金ではなかなか来てくれない。結局、他のほうに採られてしまうとかね、この間も大変苦労してるんじゃないですか。そういうことを考えたら、ちょっとこの任用期間については、もっと十分な論議が必要かと思うんですけども、この間どういう論議をしてきたのか、その辺、教えてください。

○総務部長（阿部晴彦君） 現状の市のさまざまな業務に関しましては、非常勤の職員の方の存在っていうのが大きいものを占めてるのは実情だと認識しております。また、この間、今お話ありましたように、専門職に関しましては、専門的な資格をお持ちの方についての募集をかけても、なかなか希望どおりに集まらないというようなこともございました。そういう中の方策としましては、やはり他の自治体との均衡ということも一方では求められておりますので、そちらに関しましてはやはり国、あるいは東京都を参考にしつつ、近隣市と競合いたしますので、近隣市の状況を踏まえております。その中で報酬額に関して、やはり他市と比べて低い、見劣りするという部分も認識している職種もございまして、そのようなところにつきましては、今回条例で上限額を、時間で4,000円というふうに倍増いたしまして、その中で適切な報酬額の設定をこれから規則でしていく、そのような方向で進めていくということで議論をまいりました。

以上でございます。

○2番(中野志乃夫君) 基本的なところでちょっと大変疑問なんです、他市のほうになるべくそろえるみたいな発想ですけども、東大和市ははっきり言ってね、なかなかいろいろ特徴がない、個性がない、いろいろな中でね。だけど私は文化的な面とか、そういった面で個性を発揮して、それを市としてPRする上でも、とりわけ先ほど言ったような図書館の司書や博物館の学芸員等々、その手の専門職はどうしても必要だし、ところがそれがなかなか確保できない。今、金銭的に上げるからとか言ってますけども、しかしこれは市の、本当にどう今後やっていくかっていう問題と直結する問題ですから、他市と足並みをそろえるんじゃないくて、東大和市独自でこういう専門職をどう確保するかっていう論議をしてないとね、結局、後々、問題を残す。そう思います。ですから、このことを改めて、ちょっと本当に考えていただきたいし、つまり4年の任期、それでせっかく獲得した専門職、それで一旦終わりですと。また、再度、先ほどの話だと、さらにまたもう1回任用できるみたいな言い方もしてますけどね。でも、うちの市にとってね、その人、本当にそういう専門職が必要などころが足りないっていったときに、せっかく採用しようと思ったときに誰もいなくて、なかなか空白になったとかね。そういうことを考えてしまうと、やはりもっとこの点は十分論議していただきたい。そのことは、ちょっと一応、これは要望として言っときます。

○4番(実川圭子君) 今の任用のところなんです、採用当初1カ月は条件つき採用というふうに御説明がありましたけれども、この条件つき採用というのは具体的にどのような形なのか、お伺いします。

そして、公募によらない再度の任用については、再度任用されていく間は、この1カ月っていうのはないとか、続けての任用なので採用当初ということに当てはまらないのかということを確認したいと思います。

そして、また4回、再度任用されて、次にまた公募をしたときに、同じ方が採用された場合にも、その条件つき採用というのが当てはまらないのかどうかということを確認させていただきます。

○職員課長(矢吹勇一君) 1カ月間の条件つき採用の考え方でございます。これ地方公務員法で新たに会計年度任用職員制度が規定されたことに伴いまして、1カ月間の条件つき採用という仕組みがつくられております。この考え方でございますが、1カ月まではあくまで条件つきでの任用であると、1カ月たった後で正式採用になるという考え方でございます。

次に、公募によらない再度の任用になった場合のその条件つき期間でございますが、こちらに関しましては、新たに再度の任用を行った後で、さらに1カ月間の条件つき採用が、新たに条件つき採用という期間になります。また、例えば公募によって試験、選考の結果、同じ人が任用された場合も、この場合もやはり条件つき採用期間1カ月というのは適用されます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この条件つき採用というのは、例えば報酬がある程度低いとか、そういうことなのかどうかもう一度お伺いします。

それから、今の御説明ですと、例えば再度任用されても、それが適用になるということは、毎年度、これ1年度ごとですから、毎年度1カ月はこの条件つき採用ということになるのかどうかお伺いします。

○職員課長(矢吹勇一君) 条件つき採用期間の1カ月に関しましては、報酬や休暇等での差は全くございません。報酬額は1カ月後の正規採用となった後も全く変わりません。

考え方といたしましては、会計年度、年度ごとに任用をすることになりますが、その都度、1カ月の条件つき採用期間が適用されることとなります。

現在、毎回、条件つき採用期間が定められているものは、これは地方公務員法で規定されているものでございます。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 私は公明党を代表して、第47号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正は、令和2年4月施行の会計年度任用職員制度の導入に伴うものであります。

会計年度任用職員制度は、現行の嘱託職員・臨時職員に対して報酬手当や休暇、休業等に対する処遇の改善がされるものであり、評価するものだと考えております。

一方、制度移行に伴い人件費が増大することで、市財政に一定の負担が増すことも明らかであります。健全な市財政の運営のためには、さらなる行政改革を進め、ICTの活用などあらゆる方法を取り入れながら、人件費の抑制をしていく必要があります。

今後とも市民サービスの向上と市財政の健全運営に不断の努力を要望し、賛成の討論といたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第47号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論をいたします。

私どもは、これまでも一般質問等で非正規職員の処遇改善を繰り返し求めてきました。本条例案では、これまで認められていなかったものにも、新たな通勤費支給や賞与支給、夏季休暇付与の処遇改善が示されています。不十分ながらも一定の改善が図られることを期待しますが、一方で未解決の課題が残されていると考えます。

まず第1に、地方公務員の任用に当たっては、常時生じる職務については極力常勤職員を配置すべきであり、会計年度任用職員制度が正規職員からの置きかえによる人事の調整弁になるようなことにならないかという危惧が拭えないという点です。行政報告書や要求資料でも、この1年間で正規職員は5人減った一方で、

非常勤職員は22人ふえてるといことが見受けられます。

平成21年に総務省が発表した地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書でも述べているように、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とし、職員の身分を保障して、職員が職務に安んじて精励できるようにすることによる公務の能率性の追求、地方公共団体における企画立案やサービスの質の担保等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営を原則にしているのもあって、翌年の雇用が継続されるか否か、常に不安におびえるような任用のあり方が依然放置されることには変わりはありません。低賃金、低処遇の上に、自治体の都合によりいつでも自由に首切りできる無権利状態の職員が、さらにふえることはあってはなりません。

第2に、試験等によらぬ更新回数の上限が、これまでの6回から4回に短縮されるということは適切ではありません。また単に実質的に5年の任用期間の後に再び任用されることになったとしても、経験者が新規採用扱いされ、正規職員の初任給並みの報酬に甘んじ続けなければならないことにもなります。民間においては、今年度より有期雇用労働者の無期転換ルールも開始している昨今、本来は均衡を考慮すべきです。速やかに見直しを行い、更新回数の上限は今後撤廃されるべきであると考えます。

第3に、週20時間未満就労する会計年度職員については、さきに上げた恩恵がほとんど得られないということです。要求資料でも、週20時間未満就労する職員は現在244人が見込まれるとあり、非常勤職員の4割に当たります。消費生活相談員などの高度な知識を有し、市民生活を支える重要な職務を担っている部門も含まれます。これらの専門職の人材確保が困難になっている最大の理由は、まさに不安定雇用と低賃金を放置してきたことであり、会計年度職員制度の導入によっても改善されることがないのであれば、市が独自の施策を展開してでもその改善を行うべきです。

第4に、会計年度職員制度の導入に当たり、国はいまだ財源の手当を示していないことです。地方財政計画の中で、財源をしっかりと確保するよう市長会等を通じて国に働きかけていただくことを要望します。

これを奇貨として、法改正の趣旨を逸脱して、財政上の理由を口実に事業の民間委託を進めるべきではありません。根拠のない受託企業への再雇用を当てにするような、雇用の継続の期待を労働者に抱かせるようなことがないようにつけ加えておきます。

以上の点を厳しく指摘した上で、当面の非正規職員の処遇改善の要求を少しでも前進させるため、引き続き市の努力を求めた上で、本条例案には賛成をするものであります。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第47号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第48号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第14 第48号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第48号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、旧氏での印鑑登録ができるようにするため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、登録資格の規定であります。第1項で所要の文言整理を行うものであります。

第7条は、登録印鑑の制限の規定であります。登録できる印鑑に、住民基本台帳に登録されている旧氏をあらわしたものを加えるとともに、所要の文言整理を行うものであります。

第8条は、印鑑登録原票の規定であります。印鑑登録原票に登録する事項である氏名に旧氏を含めるとともに、所要の文言整理を行うものであります。

第10条は、印鑑登録証の引き換え交付の規定であります。所要の文言整理を行うものであります。

第14条は、印鑑登録の抹消の規定であります。印鑑登録の抹消事由である氏の変更旧氏を含めるものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を令和元年11月5日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第48号議案 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第49号議案 東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第15 第49号議案 東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第49号議案 東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度に国民健康保険の制度改革が実施され、国民健康保険財政につきましては、都道府県が責任主体となって、安定的な運営を推進していくこととなりました。

国民健康保険事業運営基金につきましては、これまで保険給付、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるために設置しておりましたが、制度改革によりまして、保険給付に必要な費用は、都道府県が交付金として負担することとなりました。このため、基金の設置や処分の規定等の改正を行う必要が生じたことから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の改正は、基金設置の趣旨を国民健康保険事業の健全な運営に必要な資金の積み立てに改めるとともに、見出し及び条文の文言整理を行うものであります。

第2条の改正は、基金として積み立てる額は、東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定めることを規定するものであります。

第4条、第5条及び第7条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。また、第6条の改正は、基金を処分できる場合について、第1条の趣旨に適合する場合に限るとするものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） まず今回、基金条例、既にあるわけですが、制度改革に伴ってということですが、具体的になぜ改正しなくてはならないのか伺います。

それから、基金の目的ですが、国民健康保険事業の健全な運営に必要な資金ということですが、これはどのような意味なのか。国保会計のいわゆる赤字解消、つまり保険税の東大和市では6年連続値上げということが今行われつつあるわけですが、こうしたことを前提としているのか伺います。

それから、第1条の趣旨に適合する場合に取り崩すことができるという御説明ですが、具体的にはどうい

場合になるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） まず、国民健康保険事業運営基金の改正の趣旨につきまして御説明申し上げます。

国民健康保険の予算の仕組みといたしましては、平成29年度までは必要とされる保険給付費を推計いたしまして、その他の保険事業費の必要見込みを算出した上で、歳出の予算額を確定させ、その財源として保険税による収入、国や東京都からの公費等を財源に充て、なお不足する財源につきまして、一般会計からの繰り入れで補填しておりました。

一般会計からの繰り入金につきましては、どの事業に充当していたかを明確にすることが困難であったため、歳計剰余金のうち精算による国や東京都への返還金を除いた繰越金につきましては、一般会計に繰り出ししておりました。

これが平成30年度以降、国民健康保険の広域化によりまして予算の仕組みが変わり、医療にかかる保険給付費につきましては、東京都から全額交付金で賄われることになりましたので、現状の基金の目的と趣旨がちよっと乖離するようになりましたので、改正の必要がありましたことから、今回、基金条例の改正を上程させていただいてる次第でございます。

また、その活用につきましてなんですが、国民健康保険の今回の基金の改正に伴いまして、基金につきましては、国民健康保険の財政の健全な運営に資するものとして活用していきたいと考えてございます。その具体的な方法についてなんですけれども、一例を申し上げますと、国民健康保険事業費の納付金の精算の結果、不足が生じた場合の影響額への充当というのを1つ考えてございます。

東京都は、年度の保険給付費の見込みを立てて必要となる納付金額を算定いたします。市区町村がこの納付金を東京都に支払い、東京都はこの納付金を財源の一部として保険給付の交付金の交付を行います。ただし、東京都の見込みを上回る保険給付が生じた場合、財源に不足が生じることとなります。このときの不足する財源につきましては、東京都により補填されることとなりますが、翌々年度の納付金の加算要因となります。こうした加算分における保険税算定の影響を抑えるために、基金を活用していきたいというふうに考えてございます。

このように、他の財源に頼らず、国民健康保険の財政を健全に運営していくように、基金の活用というのを行ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今御説明いただきましたけれども、今の御説明だと第1条について、保険給付その他財源の不足を生じたときの財源っていう表現は、保険給付その他というのを抜いて、財源の不足を生じたときの財源というふうにすれば済むところを、国民健康保険事業の健全な運営に必要な資金というふうにあえて改めるという理由を聞いているんです。今、他の財源に頼らずという御答弁ありましたが、これは現行でも行われている保険税軽減のための一般会計からの繰り入れが行われているわけなんですけれども、こういうものに頼らないということを意味しているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 現行の国民健康保険事業運営基金条例のこの目的についてなんですけれども、その他財源の不足を生じたときというところも、今回見直させていただいてございます。広域化後の国民健康保険財政につきまして、これもまた一例になるんですけれども、保険税が見込みよりも収納が少なかった場合なんですけれども、東京都のほうからの話では、東京都の基金から財源を借りて賄うということも方法として挙げら

れております。ただ、ここで東京都の基金を活用いたしますと、それはやはり翌々年度の保険税の算定に影響を及ぼすこととなりますので、そうした意味で一般財源も含めてなんですけれども、東京都の基金、その他の財源に頼らず、国民健康保険の特別会計で健全な運営が図れるように、この運営基金を活用していきたいというふうに考えてございます。

国民健康保険の制度改革につきましては、その趣旨といたしまして、国から赤字補填の繰り入れの解消を求められてございます。このために市といたしましても、財政健全化計画を策定いたしまして、これの遂行を進めているところでございます。基本的には、この財政健全化に伴って赤字補填の繰り入れを解消していくところとなるんですが、改善、将来的に基金の活用方法といたしまして、財政健全化後というところも含めて、税の抑制に活用するということも視野に入れて、今後その活用方法については検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第49号議案 東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この基金条例一部改正は、一般会計からのいわゆる赤字繰り出しをゼロにし、基本的に交付金と保険税だけで国民健康保険事業を運営することを前提としたものです。もともとサラリーマンの1.7倍も高い保険税を、6年連続でさらに1.4倍化することで国保会計の赤字をなくす。社会的な不公正を拡大し、国保加入者の暮らしを壊す重大な改悪を前提としています。

日本共産党は、高過ぎて払い切れない国民健康保険税を引き下げるため、全国知事会の主張と同様に1兆円の公費を投入すべきと考えています。国がこの方向に踏み出さないなら、自治体が当面加入者の負担軽減と社会的な不公正の是正のために財政負担を行うことは当然のことです。この基金条例の一部改正を前提として、補正予算案では1億9,000万円余りを基金に積み立てるとしています。2年連続で国保税を1億円ずつ値上げし、国保会計は一昨年は4億円近い黒字を出しました。そして昨年度決算の剰余金を原資として、1億9,000万円余りの基金を積み上げる連続値上げは中止すべきです。黒字を一般会計に戻したり、基金に積み上げるのではなく、高過ぎる国保税の引き下げにこそ使うべきです。

以上、反対討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第49号議案 東大和市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第56号議案 市道路線の認定について

○議長（中間建二君） 日程第16 第56号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、芋窪3丁目の宅地開発事業により築造されました道路が市に寄附されましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき、新たな市道路線として認定するものであります。

認定する路線は、市道第740号線で、起点が芋窪3丁目1655番18先、終点が芋窪3丁目1655番7先、幅員は5.00メートル、延長は51.34メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

○議長（中間建二君） 日程第17 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議案となりました第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市体育施設等につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を平成22年4月1日から導入し、指定管理者による施設の管理運営を行ってまいりました。

東大和市体育施設等の現在の指定管理者の指定期間が、令和2年3月31日までとなっていることから、改めて東大和市体育施設等に関する条例第15条の規定に基づきまして、当該施設の管理、運営を行う指定管理者を公募し、選定いたしました。

その結果、次に申し上げます団体を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び東大和市体育施設等に関する条例第15条第4項の規定に基づきまして、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称であります。東大和市民体育館、東大和市民プール、東大和市立桜が丘市民広場、陸上競技場を含みます東大和市中仲原公園野球場及び東大和市中仲原公園テニスコートの5施設であります。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者であります。団体の名称はロンド・スポーツクリーン工房共同事業体であります。この共同事業体は2者で構成されておまして、代表団体は、株式会社ロンド・スポーツ、東京都東村山市栄町1丁目28番地の1、代表取締役、春名利昭であります。構成団体は、株式会社クリーン工房、埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2、さいたま新都心LAタワー30階、代表取締役、川鍋大二であります。

3の指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会により、応募団体の3団体を第1次審査通過団体といたしました。その後、3団体に対しまして第2次審査を実施し、指定管理者候補者を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、東大和市体育施設等の指定管理業務に関する基本協定書（原案）、基本事業計画書、収支予算書を御配付させていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 第50号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（中間建二君） 日程第18 第50号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第50号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入におきましては、平成30年度の決算剰余金や平成31年度の普通交付税等の交付額が決定し、歳出におきましては、市民サービスの向上を図るため、民間活力の活用を予定しております市民部窓口業務等委託や学童保育所運営委託、幼児教育無償化事業の実施に係る経費、コミュニティタクシーの試行運行に係る経費、そして決算剰余金等を基金に積み立てるための予算の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

また、これらに加えて、債務負担行為の追加及び変更や、地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億4,181万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億9,853万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加及び変更は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第9款の地方特例交付金は696万6,000円の増額で、平成31年度の交付額の決定に伴う増額であります。

第10款の地方交付税は2億899万4,000円の増額で、平成31年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第14款の国庫支出金は662万2,000円の増額で、保育対策総合支援事業費補助金の増額等であります。

第15款の都支出金は324万3,000円の増額で、保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金の計上等であります。

第18款の繰入金金は8,292万7,000円の増額で、基金繰入金金の減額と平成30年度の精算に伴います特別会計繰入金金の計上によるものであります。

第19款の繰越金は12億7,335万3,000円の増額で、平成30年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第20款の諸収入は915万5,000円の増額で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業助

成金や、平成30年度の精算に伴います過年度の国庫負担金等の計上であります。

第21款の市債は5,055万円の増額で、臨時財政対策債の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は3億8,734万6,000円の増額で、庁舎管理費等の増額や、平成30年度の精算に伴います福祉関係返還金等の計上であります。

第3款の民生費は1,081万9,000円の増額で、民間保育園運営委託・補助事業費及び小規模保育事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は63万2,000円の増額で、休日急患診療所運営費等の増額であります。

第6款農林業費は1,000円の増額で、ファーマーズセンター運営費の増額であります。

第8款の土木費は4,527万3,000円の増額で、道路管理費及び道路補修事業費の増額等であります。

第9款の消防費は2,951万8,000円の増額で、消防施設管理費等の増額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第10款の教育費は4,057万1,000円の増額で、小中学校の環境整備事業費及び中央図書館管理費等の増額であります。

第12款の諸支出金は11億2,765万円の増額で、基金積立金原資分の増額であります。決算剰余金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立て、その他、一般会計減債基金及び公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、窓口業務等委託で、市民課、保険年金課及び課税課に係るものであります。期間は令和2年度から令和5年度までとし、限度額は2億2,643万6,000円であります。

2つ目は、電話催告システム賃借で、期間は令和2年度から令和3年度までとし、限度額は4万6,000円あります。

3つ目は、学童保育所運営委託で、期間は令和2年度から令和4年度までとし、限度額は5億9,953万8,000円あります。

4つ目は、コミュニティタクシー試行運行事業補助金及び停留所設置用地等借上で、期間は令和2年度、限度額は140万円あります。

5つ目は、印刷機賃借で、期間は令和2年度から令和3年度までとし、限度額は5万2,000円あります。

債務負担行為の窓口業務等委託と学童保育所運営委託につきましては、窓口業務等と学童保育所の運営について、補正予算により平成31年度と次年度以降の経費を債務負担行為で定めることにより、窓口業務等につきましては平成31年度から令和5年度まで、学童保育所運営委託につきましては平成31年度から令和4年度まで、民間委託を行おうとするものであります。

いずれの委託につきましても、市民サービスの向上、業務改善などを見込んでおり、ここで補正予算に計上し、令和2年4月からの本格実施に向けて、事業者の公募などの準備を進めたいと考えております。

次に、2の変更であります。

変更する事項は、平成31年度に契約する電算システム及び電算機器に係る賃借で、情報管理課の財務会計

用電算機器等賃借及びIT推進用端末等賃借の限度額を変更することに伴うものであります。

限度額につきましては1億5,858万円から2億9,247万8,000円に変更するものであります。

なお、期間につきましては、元号の表記を平成から令和に改めておりますが、実質の変更はございません。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

臨時財政対策債につきましては、平成31年度の発行可能額の確定に伴い、限度額を11億5,000万円から12億55万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（田代雄己君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

9款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は696万6,000円の増額であります。平成31年度の交付額の決定に伴いまして増額するものであります。

11ページをお開きください。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税は2億899万4,000円の増額であります。平成31年度の普通交付税の交付額が20億899万4,000円に決定しましたので、当初予算との差額について増額するものであります。

13ページをお開きください。

14款国庫支出金は662万2,000円の増額であります。

2項国庫補助金は526万7,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金は474万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は99万2,000円の増額ですが、障害者自立支援給付システム等補助金の計上で、幼児教育の無償化に伴う障害者システムの修正に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は375万円の増額ですが、保育対策総合支援事業費補助金の増額で、保育所等における児童の午睡時安全対策強化事業及び業務効率化推進事業に係るものであります。

7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は52万5,000円の増額ですが、教育支援体制整備事業費補助金の計上で、特別支援教育に係る早期支援コーディネーターに伴うものであります。

3項委託金、2目民生費委託金、2節国民年金費委託金は135万5,000円の増額ですが、国民年金事務費交付金の増額で、窓口業務等委託に係るものであります。

15ページをお開きください。

15款都支出金は324万3,000円の増額であります。

2項都補助金は194万3,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は189万3,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は205万2,000円の増額ですが、地域福祉推進包括補助事業補助金の増額で、コミュニティタクシーの試行運行に係るものであります。

2節児童福祉費補助金は15万9,000円の減額であります。

子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は18万5,000円の増額であります。学童保育所の備蓄食糧の更新に係るものであります。

保育課の保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金は825万円の計上であります。保育所等における児童の午睡時安全対策強化事業に係るものであります。

保育所等におけるICT化推進事業補助金は200万円の計上であります。保育所等における業務効率化推進事業に係るものであります。

認可外保育施設利用支援事業補助金は106万9,000円の増額であります。対象児童の見込み増に伴うものであります。

子供・子育て支援事業費補助金は1,166万3,000円の減額であります。

8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金、スポーツ振興等事業費補助金は5万円の計上であります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた事業に、第七小学校が選定を受けたことによるものであります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は130万円の増額であります。

オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金は30万円の増額であります。新たに文化プログラム・学校連携事業の指定校として、第九小学校が決定したことによるものであります。

国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業委託金は100万円の計上であります。国際的なスポーツ大会を契機に児童・生徒の体力向上を図ることを目的とした事業に、本市が指定地区に選定されたことによるものであります。

17ページをお開きください。

18款繰入金は8,292万7,000円の増額であります。

1項基金繰入金は7,824万円の減額であります。

1目1節財政調整基金繰入金は5,824万円の減額であります。補正予算（第2号）の財源調整としまして、財政調整基金のとりくずしを減額するものであります。

2目1節一般会計減債基金繰入金は2,000万円の減額であります。平成30年度の決算剰余金の確定等に伴う補正予算（第2号）の財源調整としまして、一般会計減債基金のとりくずしを皆減するものであります。

2項特別会計繰入金は1億6,116万7,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は2,516万3,000円、3目1節介護保険事業特別会計繰入金は1億554万9,000円、4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は3,045万5,000円の計上であります。いずれも平成30年度の精算に伴うものであります。

19ページをお開きください。

19款繰越金、1項1目1節繰越金は12億7,335万3,000円の増額であります。平成30年度の決算剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

21ページをお開きください。

20款諸収入、5項雑入は915万5,000円の増額であります。

1目1節雑入は291万8,000円の増額であります。

企画課の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業助成金は200万円の計上であります。

が、大会の機運醸成に係る事業に伴うもので、市長会からの助成であります。

保育課の市立保育園利用者給食費徴収金は91万8,000円の計上ですが、幼児教育の無償化に伴う副食費に係る給食費徴収金であります。

4目過年度収入は623万7,000円の計上であります。

1節国庫負担金は547万2,000円の計上であります。いずれも平成30年度の精算に伴います過年度収入であります。

3節都負担金は76万5,000円の計上であります。平成30年度の精算に伴います過年度収入であります。

23ページをお開きください。

21款1項市債、9目1節臨時財政対策債は5,055万円の増額であります。平成31年度の発行可能額の確定に伴い増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は16億4,181万円の増額で補正後の予算額は329億9,853万8,000円となるものであります。

25ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

まず初めに、歳出の補正予算全体を通しての説明を申し上げます。

その内容であります。平成30年度以前に債務負担行為を設定しました歳出予算などにつきまして、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う影響を確認しましたところ、電算機器賃借料や自動体外式除細動器等の賃借料などについて、予算の増額が必要となりましたことから、各科目について補正予算を計上しております。

それでは、総務費から説明を申し上げます。

2款総務費は3億8,734万6,000円の増額であります。

1項総務管理費は3億7,709万円の増額であります。

1目一般管理費、16の古紙リサイクル事業費は86万9,000円の増額であります。備品修繕料の計上であります。

2目文書費は501万3,000円の増額であります。

1の文書事務費は482万4,000円の増額であります。印刷機購入費の計上等であります。

3の情報公開・個人情報保護事務費は18万9,000円の増額であります。情報公開・個人情報保護審査会委員報酬の増額であります。

6目財産管理費は924万1,000円の増額であります。

1の庁舎管理費は823万4,000円の増額であります。市役所本庁舎中庭などにおける樹木剪定等委託料の増額等であります。

3の財産管理事務費は100万7,000円の増額であります。庁用自動車の充電設備設置等工事費の増額であります。

27ページをお開きください。

7目企画費は230万3,000円の増額であります。

1の企画業務費は222万6,000円の増額であります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成等として開催する講演などの講師等派遣手数料の計上等であります。

2の総合計画事務費は7万7,000円の増額であります。審議会等の保育つき開催に伴います臨時職員賃金

の計上であります。

10目電算管理費、1の情報システム管理・運営事業費は757万4,000円の増額であります。Windows 7のサポート終了に伴います財務会計用電算機器等賃借料等の増額であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は64万7,000円の増額であります。経年劣化等による更新工事に伴う小ホールの利用中止期間に係る指定管理者への施設及び設備の維持管理費等に係る補償費の計上等であります。

29ページをお開きください。

13目市民センター費は66万5,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は9万2,000円の増額であります。施設修繕料等の増額であります。

3の清水地区集会所管理費から6の芋窪地区集会所管理費は、いずれも1,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

7の南街市民センター管理費は56万4,000円の増額であります。施設修繕料等の増額であります。

31ページをお開きください。

8の桜が丘市民センター管理費から12の新堀地区会館管理費は、いずれも1,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

15目諸費は3億5,077万8,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は1,150万円の増額であります。今後の還付金等の見込みによるものであります。

33ページをお開きください。

2の福祉関係返還金から、13の商工関係返還金まで、10課分の合計で3億3,927万8,000円の計上ですが、平成30年度の精算に伴う国や東京都などへの返還金の計上であります。

35ページをお開きください。

2項徴税費は451万1,000円の増額であります。

1目税務総務費、2の課税管理事務費は447万7,000円の増額で、令和2年4月からの本格実施に向けた窓口業務等委託料の計上であります。

2目賦課徴収費は3万4,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

3項1目戸籍住民基本台帳費は574万5,000円の増額であります。

2の戸籍事務費、3の住民基本台帳事務費及び4の個人番号カード交付関係事務費については、いずれも令和2年4月からの本格実施に向けた窓口業務等委託料の計上であります。

37ページをお開きください。

3款民生費は1,081万9,000円の増額であります。

1項社会福祉費は1,175万円の減額であります。

1目社会福祉総務費は1,274万4,000円の減額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は361万3,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うもので、職員給与費等繰出金の増額であります。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は1,639万2,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うもので、療養給付費繰出金の減額等であります。

21の社会福祉法人等指導検査事務費は3万5,000円の増額であります。研修会等への参加回数が増に伴う

普通旅費の増額であります。

2目社会福祉施設費、1の老人福祉館運営費は1,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

3目老人福祉費、11の在宅サービスセンター運営事業費は1,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

39ページをお開きください。

4目障害者福祉費、1の障害福祉管理事務費は99万2,000円の増額であります、幼児教育の無償化に伴う障害者福祉システム修正委託料の計上等であります。

2項児童福祉費は2,121万4,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、8の子ども・子育て支援会議運営費は50万9,000円の増額であります、子ども・子育て支援会議の開催回数増に伴う委員報酬の増額等であります。

2目児童措置費は1,927万4,000円の増額であります。

1の児童措置管理事務費は24万6,000円の増額であります、幼児教育の無償化に伴う郵便料の増額等であります。

41ページをお開きください。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は800万円の増額であります、児童の午睡時安全対策強化事業に係るベビーセンサー等の導入に係る経費の計上等であります。

4の認可外保育施設利用者に対する補助事業費は214万1,000円の増額であります、対象児童の見込み増に伴います認可外保育施設利用者に対する補助金の増額であります。

5の認証保育所補助事業費は100万円の増額であります、児童の午睡時安全対策強化事業に係るベビーセンサー等の導入に係る経費の計上であります。

6の認定こども園事業費は188万7,000円の増額であります、幼児教育の無償化に伴う給食の主食費分に係る施設型給付費補助金の増額であります。

7の小規模保育事業費は600万円の増額であります、児童の午睡時安全対策強化事業に係るベビーセンサー等の導入に係る経費の計上等であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は143万1,000円の増額であります、令和2年4月からの本格実施に向けた学童保育所運営委託料の計上等であります。

43ページをお開きください。

4項1目国民年金費、2の国民年金事務費は135万5,000円の増額であります、令和2年4月からの本格実施に向けた窓口業務等委託料の計上であります。

45ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は63万2,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費、2の保健事業費は14万円の増額であります、申請者数の見込み増に伴う骨髄移植ドナー等支援事業助成金の増額であります。

2目予防費、1の予防事業費は2,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は49万円の増額であります、薬剤の処方に係る分包機購入費の計上であります。

47ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、4目園芸振興費、2のファーマーズセンター運営費は1,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

49ページをお開きください。

8款土木費は4,527万3,000円の増額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費、2の土木管理事務費は1万6,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費は3,548万9,000円の増額であります。

1の道路管理費は2,548万9,000円の増額であります。上北台駅周辺地区雨水貯留施設清掃委託料の計上等であります。

4の道路補修事業費は1,000万円の増額であります。道路補修費の増額であります。

51ページをお開きください。

3項都市計画費は976万8,000円の増額であります。

1目都市計画総務費、6のコミュニティバス等運行事業費は911万2,000円の増額であります。湖畔地域で実施しますコミュニティタクシー試行運行事業補助金の計上等であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は26万1,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費、1の公園管理費は157万円の増額であります。公園施設等の老朽化に伴い施設修繕料を増額するものであります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は117万円5,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

53ページをお開きください。

9款1項消防費は2,951万8,000円の増額であります。

3目消防施設費、1の消防施設管理費は2,742万4,000円の増額であります。第四分団詰所及び奈良橋備蓄庫外壁・屋上防水等改修工事費等の計上等であります。

4目災害対策費、1の災害対策事業費は209万4,000円の増額であります。災害用救急医療資機材である携帯用人工呼吸器購入費の計上等であります。

55ページをお開きください。

10款教育費は4,057万1,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は140万1,000円の増額であります。

12の教職員研修事業費は1,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は140万円の増額であります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した東京2020算数ドリル実践学習会や児童・生徒の体力向上事業に係る経費の計上等であります。

2項小学校費は550万3,000円の増額であります。

1目学校管理費は550万1,000円の増額であります。

1の小学校運営費は328万7,000円の増額であります。第二小学校の放送用調整卓の更新に係る学校運営備

品購入費の増額であります。

2の小学校環境整備事業費は221万4,000円の増額であります。小学校PCB含有照明器具取替工事費の計上であります。

57ページをお開きください。

4目学校保健衛生費、1の小学校健康管理事業費は2,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

3項中学校費は2,348万8,000円の増額であります。

1目学校管理費は2,348万6,000円の増額であります。

1の中学校運営費は196万8,000円の増額であります。第一中学校の放送用調整卓の更新に係る学校運営備品購入費の増額であります。

2の中学校環境整備事業費は2,151万8,000円の増額であります。第一中学校防球ネット設置工事費等の計上であります。

4目学校保健衛生費、1の中学校健康管理事業費は2,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

4項社会教育費は926万円の増額であります。

1目社会教育総務費、8の文化財保護・保存事業費は173万2,000円の増額であります。旧日立航空機株式会社変電所保存・改修工事実施設計委託料の増額であります。

59ページをお開きください。

2目公民館費は231万3,000円の増額であります。

1の中央公民館事業費は231万1,000円の増額であります。非常用自家発電設備点検委託料の計上等であります。

3の狭山公民館事業費、4の蔵敷公民館事業費はそれぞれ1,000円の増額ですが、説明は省略させていただきます。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は521万4,000円の増額であります。冷暖房設備改修工事費の計上であります。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は1,000円の増額であります。説明は省略させていただきます。

61ページをお開きください。

5項保健体育費は73万7,000円の増額であります。

1目保健体育総務費、3のスポーツ振興事業費は12万円の増額であります。都民体育大会選手派遣委託料の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は61万7,000円の増額であります。消費税率の引き上げに伴います体育施設等指定管理委託料等の増額であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、1の私立幼稚園保護者に対する補助事業費は18万2,000円の増額であります。幼児教育の無償化に伴う消耗品費及び郵便料の増額であります。

63ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金(原資分)は11億2,765万円の増額であります。

財政調整基金は、平成30年度の決算剰余金の確定に伴いまして、その2分の1に相当する額の7億3,667万

7,000円を積み立てるものであります。

一般会計減債基金は、今後の公債費負担等に備えるため、決算剰余金の一部の1億円を積み立てるものであります。

公共施設等整備基金は、今後の公共施設等の老朽化対策や更新に備えるため、決算剰余金の一部等の2億9,097万3,000円を積み立てるものであります。

このうち平成30年度の都市計画税の使途剰余金分としまして9,097万3,000円が含まれております。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は16億4,181万円の増額で、補正後の予算額は329億9,853万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。それでは、質疑をさせていただきます。

一般会計の5ページの債務負担行為のところの補正についての質問をさせていただきます。まず、先ほど午前中の47号議案で可決いたしました会計年度任用職員制度の施行に当たりまして、多額な人件費の増加が見込まれるということで、このことに対しまして、市としてどのような、この行政改革の姿勢を持って取り組んでいるのかということをお伺いしたいと思います。費用面、また業務改善面、市民サービスの向上の3点から、当市でどのような検討がなされたのかということと、そのことと今回のこの窓口業務委託、また学童保育委託運営の債務負担行為の補正につながっているのかということをお伺いしたいと思います。

2番目といたしましては、窓口業務の委託についての質疑をさせていただきます。今回の窓口業務の変更については、3課にまたがった業務を一体化するため、まずはICTの活用が行われるということで、今回導入されるRPA——ロボティック・プロセス・オートメーションとは、どのような仕組みで、具体的にどのような業務が効率化されるのか。また、この導入によって、窓口に来られる市民サービスはどのように向上するのかお伺いしたいと思います。RPAは当市よりも先に取り入れている自治体も見受けられるようですけども、先進自治体での効果など、参考になるようなお話があれば伺いしたいと思います。

続きまして、ICTの活用により人が担わなければならない業務にどのような変化が起こるのか伺います。

続いて、今回このICTの活用と同時に、窓口業務を民間委託するというございますけれども、例えばICTだけを活用して直営でということは考えなかったのかどうか、このことも伺いしたいと思います。

次に、民間活力を導入することにつきましては、市民サービスの向上と経費の削減、この両方が満たされることが大前提だと考えておりますが、今回の市民窓口業務の3課の委託につきましては、業務効率の改善、人件費の削減で2,162万円の削減が見込まれる一方で、さらに563万円の経費がプラスされるということになっています。削減される部分もありますけれども、それよりも経費のほうが563万円上乗せになってしまっているということがございます。この点についてはどのような判断、また将来的にどうなっていくと考えているのか伺いしたいと思います。

さらに、この窓口業務の民間委託ということにつきましては、市民の方からは個人情報流出についての不安のお声が上がっているということもあります。この点について、市ではどのような対策をとられるのか伺いしたいと思います。

続きまして、学童保育の運営委託についてお伺いいたします。今回の学童保育所運営業務の委託ということ

でございます、保育園の民間委託とは若干形態が変わることは理解をしてるんですけども、当市では早くから保育園の民間委託を行っていただいております、良好な保育環境が提供されているというふうを考えております。担当部として、この保育園の運営業務に民間活力を導入してきたことに対しまして、現在どのような認識を持っているのか、また今回の学童保育所への民間活力の導入に当たって、この保育園のことがどのように参考になっていて、市民サービスの向上がどのように図られるのかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 1つ目の質問になりますけれども、会計年度任用職員を新たに令和2年4月から導入するに当たりまして、人件費がふえる見込みがあります。また厳しい財政状況もある中で、どういうこの民間委託に持っていったかということで、予算書の5ページの債務負担の関係で御質疑をいただいているところでございます。

まず厳しい財政状況ということで民生費ですね、社会福祉関係の経費がふえる、あるいは将来的な人口減少に伴いまして、市税収入は減っていくであろうというようなことで、長期的には見込んでいるところでございます。また令和2年4月から会計年度任用職員の導入に伴って、人件費がふえるということもございます。そういうようなこともありまして、私どもとしましては行政改革を着実に進めるということで、それぞれのところで検討を進めてるところでございます。

行政改革ですので、まずは歳入確保を考えていくと。また、効率的な事務執行を目指していくと。そして、民間活力の導入ですね、市で行わなくて民間でできるものは民間活力を導入すると。また公共施設の老朽化などもありますので、そういう公共施設の最適化や予算の平準化なども行っていきます。また基金の積み立てなども積極的に行っていくということで、総合的にその辺の行政改革に取り組んでいこうという、今強い意思を持って取り組んでるところでございます。

そういう中で、窓口業務の委託、あるいは学童保育所の委託というのが、市民サービスの向上や、また財政効果でも、将来的に見込まれるということもございまして、今回このような債務負担の設定に至ったところでございます。

私からは以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 同じく5ページの窓口業務委託につきまして御質問をいただきました。

窓口業務につきましては、まず1点目のICTのRPAの仕組みと具体的なサービスの向上ということでございますが、RPAとは、これまで人間が行っていたパソコンの作業プロセスを自動化するということで、作業効率を向上させる仕組みでございます。今回、RPAの導入は、市民課における記載困難者への申請書代理記載の一部証明書の自動発行及び課税課の国税連携システム関連処理がでございます。

市民課の内容といたしましては、委託スタッフがRPA専用ウィンドウに入力した申請者の氏名、生年月日、住所、印鑑登録番号等のデータをもとに、本人の希望する手続を選択すると自動的に必要な申請書類に入力データが記載され、印刷されます。次に必要な証明書が印鑑証明であれば、当該データをもとに住基システムを操作せず、自動的に印鑑証明書が発行されるものでございます。

課税課の内容といたしましては、確定申告によります国税データを抽出しまして、当市の課税システムへ取り込む際に、ひもづけできないデータが生じます。このひもづけできないデータとは、氏名や住所等の不一致であります。この不一致データを事由別に振り分け一覧表を作成いたします。この一覧表をもとに不一致データ、不一致箇所を修正を行い、個人を確定し、課税をするシステムでございます。こちらによりまして、

人件費の削減が行われるということでございます。

また先進市の事例ということでございますが、一部を御紹介させていただきますと、熊本県の宇城市ではふるさと納税等の業務をRPA化することによりまして、全ての業務で11.8人分の削減が今後可能だということが数値としてあらわれてございます。また、つくば市では市民税課のほうでRPAを導入したところ、作業時間が8割削減できたということが記載されてございます。同じく一宮市では、市税4業務につきまして約52%の業務が削減できたということで、約年間200万円の人件費が削減できたというふうに伺ってございます。

次に、2つ目のICTの活用により、人が担う業務はどう変わるのかということでございますが、市民課のRPAについては新規導入でございます。フロアマネジャー、2人することによりまして、先ほど申し上げましたようにそのうちの1人が申請書の代理受け付けを行い、市民の方は申請書を市民課へ提出し、従来どおりの手続で証明書を受け付けることとなります。これは来庁した市民の全てに寄与するものではございませんが、記載困難者に対して、手の不自由な方、高齢者で申請書の書き方がわからない方にとっては利便性が高いものと考えてございます。課税課のRPA導入につきましては、現在は職員の手作業で行っているところ、RPAを導入することで業務時間の削減が可能となるということでございます。

あと3点目のICTの活用だけで、民間委託は不要ではというお話でございますが、会計年度任用職員制度導入に当たっての国からの留意事項が示されております。それによりまして、ICTの活用や民間委託の推進による業務改革を進め、会計年度任用職員への対応を行うとあります。そこで、今回、市民部3課で業務内容の見直しを全て行いまして、本来職員が担当すべき業務、これは公権力の行使や交付・不交付の決定、審査そのものでございますが、それとそれ以外の業務、事実上の行為や補助的な事務ですね——に整理をしたものでございます。

次に、支出増に対する判断及び将来的な見方でございますが、今回、市民部——市民部3課で委託の見直しを行ったところ、窓口業務についての委託をすることとしたんでございますが、窓口等の検討部会の試算では、会計年度任用職員制度に移行した場合に比べまして、年間約560万円ほど委託の費用が高くなっております。しかしながら、時間外勤務手当の削減などによる業務改善や証明書受け付け業務の集約化、一部の証明書発行業務にRPAを導入することで、市民の窓口手続の負担軽減を行うなど、市民サービスの向上が期待できることから、市民課、保険年金課、課税課の3課を包括的に委託するものでございます。今後は正規職員が担当業務に専念することで、事務処理の効率化を進め、さらに他の事務処理分野でもITCの活用を図ることで、遅くとも4年後の次の委託の更新の際までにはコストの削減を実現したいと、このように考えてございます。

最後に、個人情報に主に対する方策ということでございますが、委託業者につきましては、納税課の場合もそうですけども、プライバシーマーク等が事業所に付与されていることを条件として、また市の個人情報取り扱いに関する特記事項及び東大和市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を遵守させるとともに、業務委託者に対しましても、個人情報の扱いに対する研修を行っていただくことを仕様書等で求めてまいります。また受託者につきましては、情報端末や記録媒体の持ち込み、持ち出しを禁止しておりまして、物理的にも漏えいを防止することで、個人情報の保護の対策に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、私からは同じく補正予算書5ページの学童保育所運営委託に関しましてお答えをさせていただきます。

議員のほうから、形態は違うけれども保育園の民営化、民間活力の導入の部分と学童保育の部分でどのよう

な参考になってるかということですが、保育園の民営化の部分に関しましては、やはり運営といった面で、学童保育所の運営と同様の部分で保育サービスの提供というところがございます。当市におきましては、市内で保育園の運営実績がある法人により、民営化に伴う施設整備とか運営をしていただいております。円滑な移行によりまして、良質な保育サービスが提供され、それぞれの法人の理念や方針に沿った創意工夫のある保育内容を提供していただいております。当初想定しておりました目的以上の成果があったものと考えております。

こういった良好な事例をもとにいたしまして、今回、学童保育所の民間活力の導入ということで、同じように一括で今回委託をさせていただくことによりまして、法人等のスケールメリットを生かした運営により、結果として、経費の縮減と市民の皆様への保育サービスの提供による良好なサービスが望めるものと考えてるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。もう幾つか聞かせていただきたいと思います。

1つは、この窓口業務の委託のところで、ちょっと意地悪というか、ICTの活用はするけど委託しないという方法はあるのかっていうような、ちょっと複雑な聞き方をしてしまったんですけども、今この窓口業務に従事している方たちが、会計年度任用職員制度に移行をするということは、どういうふうになっているのかっていうことを、ちょっともう少し……きっと検討されてると思うんですね。この制度になることで、今までの嘱託職員・臨時職員の方の処遇が改善されるということがある一方、さまざまな働き方がある中で、雇用形態、また所得制限等、さまざま今、行っている方たちに変化が起きることで、いろんなことも検討されているのではないかと思いますので、その点の検討事項についても、もう少し丁寧に説明をしていただきたいと思います。

今、一通り質疑をさせていただきましたけれども、とはいえ、まだまだこの行革の推進というのは、とどめることなく進めていかなければならないというふうに思っております。今回の移行につきましても、多岐にわたる時間をかけての検討がされていると思います。さらなる推進を当市としてどのように取り組んでいくおつもりなのか、この2点、伺わせていただきたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 1点目の窓口業務の委託に伴いまして、現在お仕事をされていらっしゃる嘱託員さん、あるいは臨時職員さんの今後の処遇についてでございますが、こちらにつきましては、まず私も会計年度任用職員の移行が令和2年度から始まりますが、それに合わせて市民部の窓口、市民部の業務につきましても、先ほど申し上げましたように本来市の職員がやらなければいけない業務と、あるいはその補助業務というふうに分けさせていただきました。その補助業務を担っている嘱託職員・臨時職員さんにつきましては、会計年度任用職員に移行しないわけですけども、これは今後、業者さんにつきましては、プロポーザルの選定をしていただくんですけども、その中ではできるだけ現在の職員、臨時職員さん、嘱託職員さんの接遇スキルは大変高いものがございますので、ぜひこうしたものを生かす方向で、プロポーザルに参加している業者さんからは、そういったところに対する考え方、現在の働いていらっしゃる方の意向についてはどのようにお考えですかということをお伺いして、それを選定基準の中の点数で評価してるんですけども、そういったところの優先度を高めていきたいと思っております。

ちなみに、昨年行いました納税課の窓口業務委託につきましても、受託された業者さんが、当時、移行を希望される方は、一旦は全員引き取っていただいたという実績もございますので、そうしたことも参考にしま

りたいと、このように考えてございます。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 予算書、5ページの債務負担の関係で御質疑いただいております。

行政改革のさらなる取り組みということでございますが、先ほども少し触れましたけれども、行政改革、不
断の努力というか、継続した取り組みが必要であるというふうに考えているところでございます。やはり大き
いところは歳入の確保という形で、今、納税管理や徴収補助等業務委託を実施しております、市税の収納率
を引き上げていくということも一つの方策になると思います。また、市有地の有効活用なども、今後検討して
いく必要があると思っております。当然、国や東京都の特財という形で補助金等を活用する事業も、情報収集
しながら取り組んでいきたいと思っております。

また効率的な事務事業の実施ということで、ふだんから事務事業をちゃんと見直すとともに、今、行政評価
制度などもやっていますので、優先度を踏まえた取り組みなども順次やっていく必要があるかと考えております。
また民間活力の導入ということで、今、専門業者の皆さんですね、当然それぞれの形で活躍しておりますので、
時代も変わっていますので、そういうところの情報収集しながら、市の行政の中に取り組めることがあれば、そ
れは積極的に取り入れてまいりたいと思っております。

また、先ほど御紹介ありましたが、RPAやAIということで、新しい技術の導入がありますので、やは
り市役所の中の業務がどうやって置きかわるかということも考えていく必要があると思っております。また公共施設
なども老朽化対策とあわせて、厳しい判断になるかもしれませんが、統廃合までも考えていく必要があると思
いますので、そういう形でさまざまな方策をとりながら、持続可能な自治体経営ということで、東大和市が将来
にわたって元気なまちであり続けられるように、今から着実に着手していきたいと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 補正予算書の5ページの債務負担行為の中で、窓口業務委託と学童保育所運営委託に
ついてお聞きします。

先ほど他の議員の答弁の中でも、窓口業務に関しては権力の行使、不行使を切り分けて、それに補助する業
務を分けてやることによって効率化を図るということだったんですけれども、それによって最初の副市長の説
明の中で、市民サービスの向上ということが挙げられてましたけれども、その効率化と、これによって市民
サービスがどう向上するのかっていうことをお聞かせください。

同じく学童保育においても、民間に委託することによってどのような、具体的にこういうことがすごくよ
くなるのかっていうことを教えてください。

次に、民間委託することによって、先ほど採用のところの話が出ましたけれども、継続して採用していただ
く、今現在、臨時職員で働いている方、そういうことを点数化してという話でした。一旦は徴税業務のところ
で、一旦引き受けてもらったって話だったんですけども、その後どうなっているのか。もちろんプロポーザル
方式で点数がつくということであれば、できるだけ入札したい方は最初それをのんで、一旦は引き受けるのか
もしれませんが、次の年にそれ全員、まあ言い方あれですけど、全員、首にしたということも可能である
ので、そういうことがならないようにするためには、市はどのように対策をとっているのかということをお聞
かせください。

また、これがなぜこのことにこだわるかということ、市民、市のサービスということで、やっぱり市の職員と
いうのは、市から近い、もしくは市内にいる人のほうが、さまざまな点で、産業振興も含めて市のためになる

というふうに思ってるんですね。それが全部外から来るって、東大和市以外のところからの職員であったりすると、市のこともよくわからないし、それ以上に市の中にお金が循環しないっていうことも考えられるので、そのことについての市の考えをお聞かせください。

○市民課長（梶川義夫君） まず、御質問いただきました業務の切り分けによる市民サービスの向上というところでございます。現在、市民部3課につきましては、担当の職員が窓口に出て、それを終わるまでこなしながら担当職務を遂行するというような場面がございます。そうしたところですね、本来行う業務と、それから事実上の行為や補助的な業務に切り分けることによりまして、現在の職員が専任業務、担任業務に専念することによりまして、事務の迅速性、正確性を高めていくことによりまして、結果的に市民サービスの向上を図られればなと思っております。

続きまして、業者のほうに現在お勤めいただいている嘱託職員、あるいは臨時職員の方の移行についてでございますが、先ほどの部長からもございましたように、プロポーザル方式の中で、そういった点を確認しながら調整してまいりたいと思っております。その中で、一人一人の臨時職員や嘱託職員様の働き方、こういったものが維持できるような配慮につきまして、同様にプロポーザルの中で確認をしていきたいと思っております。またその後の離職の関係については、事業者間の中での話となりますが、できる限り私どもとしては、事前にきちんと業務マニュアルを作成しまして、引き継ぎを行って、極力その働きやすい職場というものを、私どものほうからも確保させていただければなと考えております。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 1点、補足になります。

納税課の窓口委託した職員を、一旦、引き受けていただいたんですけど、その後ということでお答えをさせていただきます。

中には個人の都合で仕事を変えられた、おやめになった、そういう方もいらっしゃいます。また、継続していらっしゃる方ももちろんいらっしゃるんですけども、そういった中で市内の採用ということでございますが、基本的に事業者のほうでは、職員の応募サイトで公募はしてるんですけども、実際、新たに入ってくる職員の中にも市内の方は大勢いらっしゃいますし、市内、市外で分けてるわけではございませんけども、そういった形でお仕事と生活の場が、近郊でお仕事ができるという場は確保しているものと、このように認識してございます。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、同じく補正予算書5ページの学童保育の運営委託に関しまして、具体的な効果、どのようによくなるのかという部分につきましてお答えさせていただきます。

先ほども別の議員の御質疑にお答えもさせていただいておりますけれども、今回、一括で委託をさせていただくことで、法人事業者の臨機応変な人員配置が可能となるなどの効率化を図れるというようなことで、スケールメリット、その事業所ですね、事業者のスケールメリットを生かした運営をしていただくことで、結果として経費の削減につながるものと考えております。また職員の配置面で突発的な欠員が生じた場合でありまして、今非常にそのやりやりくりが厳しい部分がございますが、代理の従事者が配置され、保育サービスの提供の維持ということが円滑にできるものと考えております。また一番は、やはり保護者の皆様から大変要望が高い学習支援とか長期休業中の仕出し弁当の手配、それからさまざまな体験活動といった新しいサービスの導入が円滑にできるというようなことでございます。せんだっての保護者の皆様への説明会におきましても、

非常にその部分での期待が寄せられるようなお話を数多くいただいておりますので、今回のこの業務委託に当たりまして、保護者の皆様からは大変期待が高いのかなというところで認識してるところでございます。

以上でございます。

○課税課長（真野 淳君） 1点目の窓口委託におけます市民サービスの向上のちょっと補足でございますけれども、今回、3課をまとめて包括的に委託をさせていただきますので、例えば繁忙期ですね、市民課ですと4月とか、あるいは課税課で言えば6月、あるいは保険年金課だと7月ぐらいですかね。その辺で大変窓口が混み合います。証明書の発行、あるいは当初課税の問い合わせ、そういったことで今回、証明書の発行部分を委託で行うわけでございますけれども、その際に応援体制が組めるということですね。忙しくない職場からスタッフを忙しい職場のほうに持ってきていただくと、あるいは追加で何人か補充していただくと。今の体制ですと、やはり決まった臨時職員さんが行っておりますので、他課からの応援というのができなくて、また休暇等で休んだ場合には、その分、職員が何人かで手伝っていくような、そういった体制を組まなくてはいけないということもございますので、今回の委託によりましてスピード化が図れると、市民の方にお待たせすることがないということがメリットだと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 市の業務を担うのに、東大和市の市内の方がいいかなと思ったのは、やっぱりそれを何年も続けてることでいろんな業務の知識が蓄積するわけですよ。それがひいては組織に還元されて、全体的に最適化されるということなので、これが民間のほうに全ていってしまうと、民間のほうのスキルアップになりますけれども、それが十分に東大和市にちゃんとフィードバックされるのかなということがすごく不安です。それに対して業務の効率化っていう、部分最適はするのかもしれませんが、職員がきっちり育っていくっていう、そういうことは逆になるのかなっていうふうに思うんですけれども。そういう補助業務と、本来、市がやらなければいけないというふうに切り分けることによって、本来は全て市の業務だと思うんですよ。それを分けてしまって、本来やるべきことっていうふうに限られてしまうと、細かい点についてのことが、市の職員がそれを知らないまま育ってしまうということがあるんじゃないかなっていうことを懸念しているわけなんですけれども、そのあたりの人事のマネジメントっていうんですかね、そういった教育に関してはどういうふうに考えていますか。

○市民部長（村上敏彰君） ただいまの臨時職員・嘱託員のスキルの話でございますが、市民課と保険年金課の業務につきましては土曜開庁しておりますので、土曜日の部分については市の職員が直営で行うということを想定しております。ですので、ふだん職員は窓口に出ませんけれども、そういったことを通じ、ローテーションで土曜日の勤務をしておりますので、そういったところで職員のスキルは確保していきたいと考えてございます。また課税課につきましては、課税課の中で職員研修計画というものを、専門研修と一般研修、そういった研修計画を確定しております。ですので、そういった中でOJT等にもなりますけれども、そういった中で職員のスキルアップを図っていききたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時44分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） では、質疑をさせていただきます。

まず予算書16ページの都補助金のところですけれども、子供・子育て支援事業費補助金の減額とありますけれども、この減額の理由、背景についてどのようなことがあったのか教えてください。

また予算書40ページの子ども・子育て支援会議運営費について、この説明のほう見ますと開催回数がふえたというふうに書いてあるんですけれども、その理由についても教えてください。

続きまして予算書の5ページ、債務負担行為のところ学童保育所運営委託について何点か伺います。

公立の学童保育所、全てを今回民間委託をするというそういう提案ということで、本来であればもっと時間をかけて議論すべき内容をなぜ急いで進める必要があるのかということ、これまでの質疑等、答弁の中でも、会計年度任用職員の導入で人件費の負担増になることから、人件費を削減するための民間委託というふうには受けとめたんですけれども、主な目的はこの人件費削減というふうには、将来的な人件費削減というふうには受けとめていいのかということと、あとそれと関連していただいた資料で、先ほど会計年度任用職員のところでもありましたけれども、指導員の賃金が平成6年から変わっていないということが資料で明らかになっています。指導員、募集してもなかなか集まらないってことは、これまでも市のほうからも聞いてますけれどもその理由はやはり処遇の低さというのが大きな原因の一つであると考えますので、公立のまま処遇改善を行っていくことも十分可能だと思うんですけれども、この民間委託によって、またさらにこの理由が人件費の削減であるならば、その指導員の処遇改善ということは、これ今後進んでいくと市は考えているのかどうか。また、この指導員の方々の労働環境をよりよいものにしていく責任が、私は市にあると思うんですけれども、この責任をどのように果たしていくのか伺います。

また先ほどの質疑の中で、スケールメリットということで、指導員の方が足りないときに、その事業者の中で足りないところに行くことができるんだというようなことも御答弁ありましたけれども、その指導員が変わることによる児童への影響について、市はどのように認識しているのか伺います。

続きまして、質の改善というところで、民間委託に当たって学童保育所の今、市の基準条例あるかと思えますけれども、これを改定する考えがあるのか伺います。特に地方分権一括法の改定で、国基準においては指導員の人数が1クラブ当たり必ず2人以上いなければならない。そのうち1人は資格者でなければならないというこの従うべき基準だったものが参酌基準に緩和されて、無資格の方1人でも可能となったわけなんですけれども、こうしたこともあって指導員1人で児童の安全、図れるのかっていうことで、専門家からも強い批判があるところなんですけれども、この点について当市の対応を伺います。

また同じくこの基準条例の中で、1クラブ当たりの定員ですとか開所時間、延長保育時間については条例上規定があるものもありますが、こちらは緩和してもいいっていう参酌基準ですので、そういう余地もあるんですけれども、これらの点について民間委託によって変更があるのか伺います。

続いて、保護者負担について、育成料や延長保育料に、この民間委託によって変更があるのかどうか。また新たに学習支援ですとか、そういったサービスが導入されるっていうことですけれども、その場合、追加徴収があるのかどうか、そういうことを検討されているのか伺います。

それから、民間委託をすることで新たに都の補助金の対象になるということで、この補助金についてどのように活用する検討をされているのか伺います。

それから、先ほども保護者への説明会を行ったということなんですけれども、説明会、何回行って、それぞれ参

加人数がどのくらいだったのか伺います。

それから、質の改善というところに戻りますけれども、民間委託をすれば直ちに自動的に質が改善するということにはならないと思うんですけれども、どのように質の改善が図られて、市民サービスの向上がされていくと考えているのか。こうした学習支援ですとか、そういう新たなサービスの導入だけでなく、学童で過ごす子供たちが心から安心できる場所、子供たちにとってよりよい場所にしていくことが質の改善だと思うんですけれども、この点についてどのように改善が図られていくと考えているのか具体的に教えてください。

また、こうした改善維持ということも含めて、施設が事業者によって適正に運営されているかどうか、今後、市がどのように確認していく予定でいるのか、立入検査等の検討も含めて具体的に教えてください。

最後に、万が一、事業撤退などがあった場合、市がどのように対応するのか、こちら具体的な方策について教えてください。

以上です。

○**保育課長（関田孝志君）** 補正予算書16ページ、東京都補助金の子供・子育て支援事業補助金でございます。

こちらにつきましては、前議会において無償化に係る職員人件費につきまして、補正の承認をいただきましたが、この部分について7月の国の説明会において対象外であるという説明がございました。このことについて、今回この分を減額するものでございます。

また同説明会において、超過勤務、また臨時職員の賃金については認めていただけるところでございますので、そのほか費用を新たに計上してございます。金額につきましては、減額分は2,209万8,000円、増額分については1,043万6,000円、差し引きまして1,166万3,000円の減額という形になったものでございます。

以上でございます。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 補正予算書40ページの8の子ども・子育て支援会議運営費でございますけれども、会議の回数がふえたということでございますが、当初は7回で予定しておりましたが、それを9回に増をするというものでございます。現行の計画は2つの計画がございまして、子ども・子育て支援事業計画、それから放課後子ども総合プランの2つがございまして、次期、来年度からの計画でございますけれども、東大和市子ども・子育て未来プランとしておりますが、現行の2計画に加えまして次世代育成支援計画、さらには子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画の3つの計画を包含し、5つの計画とするために支援会議の皆様へ聞く機会がふえたと、ボリュームがふえたということで回数を増しております。さらに、（仮称）子ども・子育て憲章を検討する専門部会を新たに設置したことによりまして会議の増でございます。

以上です。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** それでは、同じく補正予算書の5ページの債務負担行為のほうの学童保育の業務の委託についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の民間委託、今回の業務の民間委託に関しましては、人件費の削減というお話もございましたけれども、先ほど別の議員に御答弁させていただきましたが、スケールメリットを生かした運営等により、結果として市の経費の削減につながるものということで考えているということで、御答弁はさせていただいておりますが、一番はやはり子供たちと保護者の皆様のサービスが向上するということで考えているものでございます。それは先ほども御説明をさせていただきましたが、保護者からの大変御要望、保護者の皆様からの御要望が多い長期休業中のお弁当の配食であったりとか、それから学習支援であったりとか、そういったところとか、あとそのほかの行事等を含めた事業者の、これまでそのほかの区や市で行っているそういったノウハウを生か

して、そういった事業を当市でもやっていただくと。そういったサービス、保育サービスの向上が臨めるというところで考えているものでございます。

続きまして、2点目の嘱託員の人件費についてでございます。平成6年度から変わっていないというようなお話でございます。まずそれにつきましては、当時と市の職員の給与等も、そのころは変更等があつて同じように見直しをされてきたものではないかなとは考えております。現状、近隣市の同じような学童保育所の指導員の報酬と比較をさせていただきますと、当市の学童保育所指導員の報酬は中庸程度と認識をしております。その中庸程度の金額でございますので、近隣市で当市よりも月額が安かったりとかつていうところももちろんございます。ほかの区や市においてもなかなか人員の確保が大変であるというようなお話も伺っておりますので、やはりこの現在の人材不足ですね、保育等の有資格者の人材不足やほかの求人が非常に上がってる。そういったところの影響が、大きく出ているものではないかなと考えているところでございます。

次の3点目でございますけれども、子供たちへの影響についてどのように認識しているかということでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、子供たちと保護者の皆様にとって大変要望が多いサービスが提供できるということで、そういったよい効果があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、4点目でございますが、市の基準条例の改正の予定があるのかどうかということでございますが、今回のこの運営委託に伴う条例改正の予定はございません。市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を初めとする関係法令と、それから国からの通知等に基づいた、それに基づいた業務委託をしていただくことで、それを今後、事業者のほうに求めていきたいと考えているところでございます。

それから、指導員の人数が1クラブ当たり現在2人以上となっております、そのうちの1人は有資格者であるということの現在基準になっておりますが、それが従うべき基準から参酌基準になったということでございますが、当市におきましては引き続き2人体制ということで考えているところでございます。

続きまして、5点目でございますが、1クラブ当たりの定員や開所時間、延長保育等の時間が、民間に運営委託をすることで変更があるのかということにつきましては、それについては予定はしておりません。

次に、保護者負担についての変更が、業務委託によって変更があるのかということにつきましては、市ではこの業務委託とは関係なく、3年に1回、学童保育所の育成料等の見直しを実施することになっております。平成30年度に見直しを行った結果、今年度も引き続き見直しを検討するということになっております。今回の委託に伴う育成料の見直しの予定は考えておりませんが、定期的な見直しにつきましては引き続き実施してまいりたいと考えております。

続きまして、東京都の補助金の活用ということで、今回、新たに業務委託をすることになりましたら、新たに市に歳入が入る見込みとなりますが、その補助金につきましては、今後のさまざまな子ども・子育ての施策等に有効に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、保護者説明会の回数等につきましてはでございますが、保護者説明会につきましては、7月に3カ所の市民センターの会議室を使って行いました。合計で31世帯の保護者の皆様、お子さんも何人かいらっしやいましたが、御出席をいただいたものでございます。また保護者説明会のときに使いました資料につきましては、全てその後、全ての保護者に学童保育所を通じまして配布をさせていただいております。

続きまして、質の改善が業務委託により図られると考えているのかということに関しましては、先ほど来、御説明をさせていただいておりますが、新たなサービスが導入できるということで、お子様や保護者の皆様には、そういった保育サービス、新たなサービスの導入により、よりさまざまな体験等もできるものではないか

と、保護者の方々にはニーズに応じて利便性が図られるものではないかと考えております。

続きまして、学童保育所が適切に運営されているのかどうかといったところの確認をどうするのかということですが、受託者による業務責任者をきちんと配置していただくことで、プロポーザルの募集のときには、そのように募集をかけたいと考えております。その中で業務責任者が定期的に、私ども市と連絡会議での協議や調整、年間業務計画や運営等を行って、そういうものの調整をしたり、運営日誌や実績報告書等による確認なども行ってまいりたいと思います。また、あわせて市の職員のほうから、現地確認なども適宜行ってまいりたいと考えております。

あわせて、これは全員協議会のときにも御説明をさせていただいておりますけれども、市の基準等を踏まえました指導検査につきましては、福祉部が所管となっておりますけれども、今後、調整等も行いながら適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、事業者からの撤退などがあった場合の対応などについてという御質疑でございますが、そのような事業者を選定することがないよう、公募の段階で適切に貸借対照表や損益計算書等の財務諸表等の提出を求めまして、事業者の経営状況をきちんと確認してまいりたいと考えております。また、先ほど御説明させていただきましたとおり、委託後も必要に応じて事業者に適宜関係書類の提出を求めるなどの確認を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁、ありがとうございました。

5ページの債務負担行為の学童保育所運営委託の点で、一番はサービスの向上ということで、そういう御答弁でしたけれども、質の向上を図っていくに当たって、私は指導員の処遇改善というのは欠かせないことだというふうに思っています。その点で、指導員の皆さんの処遇改善が図られていくのかについて、どうやって市の責任を果たしていくのかについて、もう少し詳しく具体的に御答弁をいただきたいと思っております。

それから、保護者負担のところ、今のところ民間委託のタイミングで保護者負担、ふえるってことはないということですが、例えば事業者が学習支援、新たに行うですとか、行事を行うときに追加徴収をすることが可能なかどうか。やるかどうかは別として、そういうことができるのかどうかについて伺います。

それから都の補助金についてですが、育成料の軽減等の検討をされているのかという点についても伺います。

それから、立入検査等については、もう少し具体的な計画などを知りたいんですけども、その点、検討状況も教えていただければと思います。

あと事業撤退の点で、そういったことのない事業者、選んでいただくというのは当然のことだと思いますし、密に連絡をとっていくっていうのももちろんやっていただきたいんですけども。ただ、やっぱり何かあるかわからないっていうところで、そういうときにどういうふうに対応するのかについて、やっぱり事前に市民の皆さん、保護者の皆さんにも、そういうものを示していくことが必要ではないかと思っておりますので、その点について教えていただきたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、まず指導員——学童保育所指導員の質の向上に関しまして、市の責任ということでございますが、まず現在の指導員が、これちょっと違うお答えにはなる部分もありますけ

れども、もし現在の指導員が希望した場合には、民間事業者による採用手続を経た上で、引き続き雇用が可能となりますよう、今後、選定する事業者とは調整を進めてまいりたいと考えております。その場合に、採用後の職員の労働条件とか労働環境というものは、当然事業者の責任において適正に実施されていくものと考えております。

この4月から順次ですね、国の働き方改革の関連法も、順次施行されておりますことから、それはきちんと事業者との責任において適正に行ってまいりたいと。それについては、私どもがきちんと選定の段階で書類等も含めて、それからプロポーザル等、行う中で確認をしていきたいと考えております。

続きまして、保護者負担の関係でございますが、新たな行事とか学習支援で追加徴収があるのかどうかというところでございますが、基本的には行事とか学習支援に関しましては、現在の委託料の中で行っていただくかどうかということで考えているところで、そのような形でプロポーザルをかけたいと考えているところでございます。そのほかに、プラスアルファの任意事業的に、付加サービスみたいなものを考えていただけるのであれば、私ども行政がちょっと考えられないようなユニークなものであったりとか、子供たちにとって大変なめになるようなものであったりとか、そういった付加サービスのものの提案がありましたら、自由提案という形で、それをプロポーザルの中で募集をしたいと考えております。

それから、都の補助金の活用につきましては、先ほどの御答弁と同じになりますけれども、その部分に関しましては、まずは青少年課のほうの学童の学童保育を含めた放課後の子供たちのサービスの向上のほうに資するものとして、施策等を考えてまいりたいと考えております。

それから、続きまして立入検査の部分につきましては、後ほど福祉部長のほうでお答えをさせていただきます。

それから、事業者の撤退等につきましてはの保護者にどのように説明するかということでございますが、これにつきましても先ほど御説明をさせていただきましたとおり、そのような事業者ではないような形で、適切に選定してまいりたいと。それについても、保護者には御説明をさせていただきたいと考えております。せんだっての保護者の説明会の中でも、保護者の方からそういった御質問もございました。それについても今回と同様に、保護者の皆様には御説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 指導検査につきましては、福祉部の福祉推進課のほうで担っておりますので、少し私のほうから御回答させていただきます。

現在この検査基準というものを、まだ作成できておりませんので、早急にこの検査基準をつくっていかねばいけないうらうということで、今準備を少しずつ進めてきております。特に指導検査につきましては、学童保育だけではなくて、介護事業者、障害の事業者、保育の事業者、また法人の検査などと市内の多くの事業者の検査をしなければならないということで、計画性を持ってこの指導検査を実施してきているという状況でございます。また多くの今回、学童保育所の事業が民間委託に仮になったとしても、それを一遍にというのはなかなか難しいところもございますので、今後この計画をきちっと考えながら指導検査をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 予算書52ページ、コミュニティバス等の運行事業費のコミュニティタクシーについて質疑をさせていただきたいと思います。

今回、湖畔地域にコミュニティタクシーの試行運転をするということですが、ここに関しては、やはり交通空白地域、困難者ということで今回試行運転が開始されると思いますけども、具体的に時期とか、またちよこバス等の兼ね合い等もあると思いますので、運行の内容について詳細をお聞かせいただきたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 市では地域の検討会の皆様と一緒に、市内の公共交通空白地域及び地形的に公共交通を利用しにくい地域で、コミュニティタクシーの導入について検討をしてみました。

今、御質問者が御指摘のように、湖畔地域におきまして、ここで関係機関との協議が調いまして、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定めます試行運行の実施が可能になったということで、今回、必要な経費を提案させていただきました。

まず運行の内容についてでございますが、運行期間につきましては、令和2年2月から8月までの6カ月間といたします。ここにつきましては、今のところ地域公共交通会議等では2月4日から8月3日までの6カ月間で、月曜日から金曜日、祝日は除くということで承認を得ておりますが、実際それが決定されるのが、事業者が国土交通省の関東運輸局に許可申請をして、その許可がおりてからということになりますので、これから申し上げます具体的なダイヤ等については、ある程度の検討はしておりますけれども、最終的にはその許可申請で許可がおりないと決まらないという内容になるものでございます。その辺は、御承知いただきたいと思っております。

続きまして、路線についてでございますが、定時に定路線を運行する、1路線を運行するものでございます。

車両につきましては、常に使う車といたしまして、日産キャラバンの送迎用のものを使います。乗車定員10人、運転手入れて10人の車両1台を使います。また、トラブル等が発生したときに備えるための予備車といたしましては、タクシー事業者の車両を時間借りする。そのトラブルが発生したときだけ借りするというような、やり方をしたいというふうに考えております。

ルートについてでございますが、基本のルートといたしましては、たいらやの駐車場を起終点といたしまして武蔵大和駅近くを循環するルートということになりまして、路線延長が約7.4キロメートル、所要時間は約33分でございます。ここを1時間に1本という形で定時運行する予定でございます。

系統といたしましては、2系統になります。と申しますのは、第1便はたいらやが開店する前から運行を開始したいということで、たいらやの次の停留所から運行します。その後につきましては、たいらやから湖畔の2丁目、主に2丁目を回り、ちよこバスの清水観音堂、郷土美術館のバス停を折り返してくるといったような循環のルートになります。停留所の数といたしましては、起終点を含めて18カ所になります。そのうち、大和苑、ちよこバスの内回り、外回りのやまと苑、またちよこバスの外回りの清水観音堂、郷土美術館、この3カ所については、ちよこバスのバス停と兼ねる内容になります。

ダイヤ設定でございますが、1日8便といたします。第1便は、たいらやの次の停留所を8時32分に運行し、9時3分にたいらやの駐車場に戻るといった内容です。その後は、たいらやを毎時30分に出て、毎時3分に戻るといった内容になりますが、ただし12時30分台につきましては運行をいたしません。この間を、1便抜くといったことにつきましては、1人の運転手が1台の車を使って運行できるようにということからですね、利用がそれほどないだろうというようなこともありまして、運行経費のことも考えまして、このような運行形態をとることにいたしました。

運賃につきましては、大人が1乗車200円。小児——小学生以下の者になりますけど、1乗車100円。未就

学児は保護者1人につき2人まで無料といたします。この辺の扱いにつきましては、ちょこバス等の運用と同じでございます。また、定期券を発行いたします。1カ月7,500円といたしまして、券は無記名といたします。券の提示により、期間内に何回でも乗車できるようにしたいというふうに考えます。また、1枚の券につき、同居の家族1人までを同乗できるようにしたい。付き添いでクリニックに行くとか、買い物に行くっていったようなことを可能にしたいというふうな内容でございます。

予算を見積もるに当たりまして、運行計画を考えるに当たりまして利用予測をいたしました。1日当たり70乗車を見込むことといたしました。

また、運行予定者につきましては、これはまだ予定ということになりますが、小平交通有限会社、小平市小川町に本社がございます小平交通有限会社をお願いしたいというふうに考えております。これにつきましては、いろいろ検討の段階からアドバイスをいただきながら、ダイヤ設定等を一緒に考えていただいた、協働していただいたということで、お願いしたいというふうに考えているところでございます。

運行内容については以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 詳しい御答弁、ありがとうございました。

これに関しては期待をしたいわけですが、このコミュニティタクシーの試行運転に関して、今までも湖畔地域、また芋窪地域も検討会をされておりますけども、この芋窪地域に関しては、今後同様に進めていくのか、また状況について伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 芋窪地域につきましては、ルート等の協議の最終段階に来ておりますので、ルートが決まりましたら、また同じように試行運行を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それでは、5ページの債務負担行為のところ伺いたいと思います。9点ばかり聞かせてください。

まず初めに、この提案が行われる検討過程についてなんですが、計画的に行政を運営することは、あらかじめ市民の理解を得る上でも大変重要なことだと思います。学童保育の民間委託や、市民部窓口の民間委託について、市の計画にはどのように記載をされてきたのかについてをまず伺いたいと思います。

次に、昨年11月、発行された実施計画を見ても、やはりこの2つの委託については書かれてないわけですが、思い返しますと昨年の6月議会、9月議会でも、包括施設管理業務委託や、また納税管理及び徴収補助等業務委託が提案された際にも、その前の年に発行された実施計画書にはその記載がありませんでした。昨年の6月議会、9月議会で、それぞれ突然この提案がされ、しかも資料もほとんどない、場合によっては全くなかったというようなこともあったわけでありまして。今回の市民窓口の業務委託と、それから学童保育運営委託について、これもまたこの9月議会が決まると、多分11月にまた新しい実施計画が発行されると思いますが、そこに3年間、以降3年間ですね、実施しますよというようなことは書かれると、こういうことになるのかどうか、まず伺っておきたいと思います。こういう提案の仕方が、この間、市政の中では重要というふうにお示しいただいている市民参加、そして開かれた市政、こういうことからいって適切な提案になっているのかどうかということ、市の認識を伺いたいと思います。

3番目ですが、学童保育所についてですが、今、私は手元に平成27年の5月、また28年の8月に公の施設の管理運営のあり方検討委員会の資料を見ておりますけれども、これを見ますと、この間の一連の公の施設の民間委託等については、平成30年4月に、やまとあけぼの学園や、子ども家庭支援センター、また地区図書館2

館について、それからそれとあわせてその後には狭山保育園、これらの民間委託や指定管理者制度の導入などを挙げて、この学童保育については、その後で実施をすると、委託を検討すると、こういうような流れになってたかと思うんですけども、突然今回、11クラブ全園、来年の4月から民間委託すると、こういう提案になったわけです。一体何でこういう提案になったのかってことを伺います。

それから、4番目ですが、このあり方検討委員会の27年5月の資料では、この学童保育の民間委託については、今以上にコストがかかることが見込まれてるっていうふうに書かれています。特に複合施設にある学童保育所の場合ですと、事務室をどういうふうにしたらいいのかとか、それから単独館のみ導入した場合だと、複合館と比べるとサービス格差が生まれるのでないかですとか、それからその後の対象児童が小学6年生まで拡大するなどの変化に対応する必要があるとか、いずれにしる一旦業務委託をした後ですと、さまざまな支障が出てくるようなことも挙げて、直ちに行うのは困難だというようなことが記載されているものかと思います。これについて、一体どういう検討がこの間されたのかということをお伺いします。

5番目、同じく学童保育の運営について、これは先ほどの上林議員の質問とも若干重なるかもしれませんが、委託を想定してる事業体は株式会社を排除しないというようなお話を聞いておりますが、これについて民間…ごめんなさい、株式会社ですから、1つは営利追求ということで、渡したお金の一部は民間事業者の利益として使われるわけでありますから、市民が託したものがそのまま子供のために使われるというわけではないという、この基本的なことと、それから万一の場合は倒産ということもありますから、これについて市が一体どういう責任が発生してくるのかってことを伺いたいと思います。

それから、6番目には市民部の窓口業務委託についてですけども、その目的と効果について、資料では一応示されておりますが、改めて確認をしたいと思います。

それから、この民間委託について先行市の調査、行っているのかどうかも伺います。特に市民部の業務委託のところでは、そういう調査をやっているのかどうか、全協でいただいた資料ではちょっとわかりませんでしたので、確認をさせてください。

8番目ですが、個人情報の取り扱いについてですが、1つは情報流出といった事故が起きる可能性は排除できないのではないかと思います。これを流出させないような仕組みについてはどのようにしていくのか。それから、取り扱う個人情報の内容ですけども、氏名、住所、電話番号等から始まって、本籍、国籍、個人番号、識別番号、性別、家族状況、学校、生年月日、親族関係、婚姻関係、社会的身分、心身障害、職業、職歴、収入、資産状況、課税、納税状況、健康状態、病歴、口座情報、身体の特徴、妊娠・出産等、それから公的扶助、基礎年金番号、健康診断検査の結果、指導・診療、調剤、生命保険、医療費、寄附金、介護保険料納付額、固定資産の地籍や床面積等々と、挙げれば切りがないぐらい多岐にわたって情報提供するわけでありますが、この多岐にわたる情報を一民間事業者に丸々預けてしまうということについて、その重さどういふふうを考えているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、9番面になりますが、同じく個人情報についてであります。これは万一の情報漏えいということになりますと、刑事・民事において処分もということになるわけでありますけれども、東大和市が住民に対して損害賠償のリスクを負うなどの可能性というのはないのだろうか。また、そういったことが起こった——過去にはそういう事例あったわけでありますが、そういった場合の賠償などについては、大体どのような相場があるのかというようなことについてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 予算書の5ページの債務負担の関係でございます。

まず1点目の業務委託の関係が、市の計画のどこにあるかということでございますけれども、今回の議案の資料ですかね、資料要求がありました資料にありますように、一番上位の計画としましては、第四次基本計画の中に、適正な行財政運営の実現という項目がありまして、そこに事務事業の簡素化、効率化の推進に向けて、民間委託等の推進に取り組むことを大きな中で規定しているところでございます。また、市では第5次行政改革大綱推進計画がありまして、その中で持続可能な自治体経営のための行財政運営に向けてということで、民間活力導入の推進に取り組むこととしております。その取り組みの項目の中に、窓口業務の一部委託化という取り組み、そしてまた学童とは規定しておりませんが、公共施設のあり方の検討という広い範囲で、施設のあり方を検討するという項目が上がっているところでございます。大きな方針としましては、行政改革という取り組み、大きな中で常にそういう民間活力の導入については検討していくという考え方でございます。

また、実施計画のほうに具体的な記載がないということでございますけれども、実施計画のその性質というんですかね、その記載の水準なんですけれども、第四次基本計画に掲げました目標の達成と新たな行政需要に的確に対応することを目的としまして、今後3年間を対象期間として、優先度の高い事業や継続実施が求められる事業のうち主要なもの、主なものを選定して掲載しているような状況でございます。ですので、全てそこに事業として載ってるわけではなくて、それぞれの施策の中で特徴的なものが載っているという考え方でございます。今回の市民部の窓口業務の委託や、学童保育所の運営委託につきましては、その時点ではまだ検討段階でございましたので、今回、現時点で作成しております実施計画には、間に合っていないというような状況でございます。

また、この取り組みに当たりましては、過日の全員協議会でも議員の皆様にご説明をさせていただくとともにですね。関係課のほうで、関係する皆様のほうに説明会などを開催して、市としても御説明をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 私のほうから同じく補正予算書5ページの債務負担の部分で、最初にいただいた学童保育所の部分について御答弁させていただき、その後については青少年課長のほうから御答弁をさせていただきます。

まず私のほうにいただきました1点目の御質疑の中で、平成27年5月の検討委員会の結果でなかったのに、なぜここでというようなことでございますけれども、今、企財部長のほうからも御説明させていただきましたけれども、今回の学童保育所の運營業務委託に関しましては、第5次行政改革大綱と行政改革大綱推進計画における取り組むべき民間活力導入の推進ということで、取り組むべき具体的な項目ということで検討されてきたものでございます。

その中で、委託化によるサービス向上のほかに、会計年度任用職員制度における労務管理等の事務負担の軽減といった業務改善や経費の削減等の効果、新たな歳入の確保といった費用面での効果も見込まれるということでの今の流れということで、今回の決定になったものでございます。また平成27年につきましては、平成27年4月から子ども・子育て新制度が始まりまして大きく制度が変わりました。そういったことから、放課後の児童につきましても、それまで小学校3年生までっていう受け入れだったものが、小学校6年生までの受け入れとなったりということで、大変運営に関しても大きな変動があったということでございまして、この時点ではそういったことでの決定になったということでございます。その後、運営等を行っていく中で、やはり保護

者からの要望が強かった新たなサービスの導入といったところも含めて、民間活力を導入するという一方で、大変そういったサービス向上が望まれるということで、今回このような形にさせていただいたということでございます。

私からは以上でございます。

○青少年課長（新海隆弘君） 補正予算書5ページの学童保育の民間委託の件でお答えします。

先ほど議員から言いました平成27年5月の検討委員会などにあります、これまで困難とされてきた件について、どのように検討してきたかということでございますが、検討会議を進める中で懸念された経費の面について低く抑えられることですか、学童保育所の事務室については、学童保育所の専用区画内に事務の場所を設置することで問題がないということですか、あと民間事業者が学校内で事業を実施している他の自治体を見学しまして、放課後子ども教室と連携も含めまして、民間事業者のノウハウを生かした創意工夫による運営が行われていること等を確認してまいりました。

続きまして、運営委託をする民間事業者の件でございますが、民間事業者につきましては株式会社も含めました市が今回求めます事業の実施が可能な全ての事業者が対象と考えております。倒産のときの市の責任のような質疑がございましたが、そのようなことがないように、先ほど子育て支援部長からもお話がありましたとおり、事業者選定に当たっては事業者の財務状況等を確認し、選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 同じく補正予算書の5ページの窓口業務委託につきまして、御質疑をいただきましたので御答弁させていただきます。

まず第1点目の民間委託の目的と効果についてでございますが、他の議員との質疑と回答と重なる部分もございまして、東大和市窓口業務委託に関する検討の中では、会計年度任用職員の移行に留意すべき事項が国から示されてございます。この中では、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進による業務委託を進め、簡素で効率的な行政体制を実現し、会計年度任用職員の対応を図るべきだということが示されておりますので、今回、私ども市民部3課では、業務内容見直しを行いまして、本来職員がすべき公権力の行使や交付・不交付の決定等の判断を要するものの業務と、それ以外の補助的な業務について整理を行いまして、市民部における窓口のさらなる効率化の向上、そして今後の人材確保の観点も踏まえまして、東大和市第5次行政改革推進計画の取り組み項目でございます窓口業務の一部委託化に基づき検討を進めたものでございます。

その効果についてでございますが、これは全員協議会の資料でもお示しましたが主に4つございます。市民課、保険年金課、課税課窓口について、ICTを活用した一体的な委託を行い、正規職員が担当業務に専念することで事務処理の迅速化や正確性を高め、市民サービスの向上を図ること。RPAの導入により記載困難者に対する申請書の代理作成や、一部の証明書の発行の業務を自動化することで、市民窓口手続の負担軽減が図られると。あとフロアマネジャーを2名体制にすることで、安定的な運用及び充実が図られると。それと市民課や課税課の証明受付業務の一部を1カ所に集約することで、利便性が向上するというところでございます。

続きまして、先行市の調査を行ったのかということでございますが、これまでも国のほうからは各自治体に対しまして、地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドラインや、地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書が公表されておりますので、これらを参考といたしまして、全国的に見れば窓口業務の民間委託は進んでいると認識しております。一例を挙げて申し上げます、近隣でいけば埼玉県所沢市におきましては、平成30年10月より国民健康保険課、市民税課の窓口業務を委託しております。しかし

ながら、当市では委託を予定している3課の業務につきましては、各種の人員配置や受付方法、処理手順などが異なりますことから特に参考とした自治体はございません。個人情報の保護や、偽装請負の防止に注力をし、当市の実情に合わせた委託方法をつくり上げていきたいと考えてございます。

続きまして、3つ目です。委託業務における個人情報流出の可能性についてでございます。個人情報の扱いを民間に委託することの重大性につきましては、十分に認識しているところでありまして、そのために個人情報の流出を防ぐさまざまな対策を講じたいと考えてございます。具体的には、委託業者につきましては、プライバシーマーク等が付与されていることを条件とし、市の個人情報の取扱いに関する特記事項、特記仕様書及び東大和市における特定個人情報等の取り扱いを遵守させるとともに、業務従事者に対しまして個人情報の扱いに関する研修を行っていただくことを仕様書で求めてまいりたいと思います。また受託者につきましては、情報端末や記録媒体の持ち込み、持ち出しを禁止にするとともに、現在も納税課の窓口では携帯電話、これの持ち込みを、職場に持ち込みを禁止しておりますので、こうした措置も、物理的な措置もとりたいと、このように考えてございます。

その次で、業務委託の責任の所在についてでございますけれども、当然業務委託の責任の所在につきましては、第一義的には市にあるものと考えてございます。そのために今申し上げましたような個人情報の保護には万全を期したいと考えておりまして、繰り返しにはなりますが、個人情報の流出を防ぐ対策をさまざまな形で構築をしてみたいと、このように考えてございます。

以上です。

○5番(森田真一君) 学童のところで言いますと、今ほど例えば市民センターの中にある館についての事務室ですけどね、学童のスペースのところに独自の事務室、確保するってことなんですけど、これ私、11館、全部調べたわけじゃないですけども、しばしばお伺いして皆さんから、これは保護者の方、子供たちからも聞きますけども、大体学童のスペース自体が狭くて、雨の日になったら子供もいられたもんじゃないぐらいの狭さなんだっていうようなお話があるんで、具体的にどういう配置をするとうまくいくのかわからないけれども、ちょっと今のお話を聞いて若干、本当にそれでうまくできるのかなっていうふうに思ったということだけ、ちょっと申し添えておきたいと思います。

それから後、個人情報保護については、私どもも先行して行った足立区での、ここという市民課の業務を民間委託したケースなんかでいうと、事業者の中で事務員同士が時間外ですね、個人の情報のやりとり、これ業務の中でちょっとやむを得なかったのかもしれないけども、とにかく本来やってはいけないような情報のやりとりをやってしまっていたとか、いろんな事故が起こっているということも現実の問題としてありますので、これは実際の事例なんかもつぶさに見ていただきながら、事故防止に努めていく必要があるんじゃない、少なくともそういう心構え、必要なんじゃないかというふうに思いますので、その点、要望しておきます。

○4番(実川圭子君) 予算書5ページの債務負担行為補正ですけども、今さまざま御意見が出てるところなんですけど、私としてはやはりこの補正予算でいろんな委託が決まっていくというやり方が、なかなか市民の方にも見えないところで決まっていくというところが、不安の声が出てるのではないかなというふうに思います。市民が加わっての審議や協議の場を、できるだけつくっていただきたいなというふうに思ってます。

まず窓口業務と委託についてですが、個人情報保護に関してはやることはもちろんなんですけれども、私は窓口から市民のニーズというのがキャッチできる場というふうに思ってます。支援の必要な方が見過ごされないような、そういう方が来たときに、ほかのところにつなぐという役割もあると思いますけれども、委託の中

でそういったところがどのように連携をしていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、学童保育所運営委託につきましては、やはり市民の保護者の方ですとか、そういった方の要望をどのように取り入れていくのかというところが、ちょっとわからないので教えてください。先ほど御答弁の中で連絡協議会なども開かれるというような御答弁がありましたけれども、そのようなところに保護者や市民の参加ができるのか、意見をどのように反映していくのかお伺いします。それから学童については、市の職員の体制というのはどのように今後なるのか、今までと変わらないのか、それとも何か人が減ったりとかふえたりとかっていうことがあるのか、そのあたりをお伺いします。

○市民課長（梶川義夫君） 1点目の質問でございます。今回、窓口委託におきまして、市民のニーズのキャッチアップということでございます。今回、窓口業務委託に関しましては、例えば市民課でいけば証明業務、それからマイナンバーの業務等がございますが、それ以外に従来、市民課で行ってます異動の業務ですとか、各種個別の相談業務等々がございますが、必ずしも窓口は全て委託というわけではございませんので、そういった中で私ども市の職員といたしましても、市民のニーズというものはできる限りお聞きさせていただきたいと思っております。また窓口案内につきましても、最もその市民のニーズを拾えるところがございますので、そういったところにつきましては市民のニーズを、きちんと私どもに伝えていただくような流れというものもつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○青少年課長（新海隆弘君） 補正予算書5ページの学童保育所の運営委託の件で御質問いただきました。私のほうから、保護者の要望をどのように取り入れていくかという点についてですが、もちろん実際現場でかかわる委託者側と保護者とのやりとりもあると思うんですけども、委託者側の業務責任者が、それらの声を吸い上げて定期的に市と行います調整や協議の場で、その意見、要望などを声を聞かせていただくのもありますし、市のほうに直接窓口やメールなどでの保護者からの要望、これまでも行ってきてるところでございますが、そのようなことで要望やお声をいただいきたいと考えております。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） もう1点目の御質問でございます市の職員の体制についてでございますが、今回の窓口委託によって、市の職員、青少年課の職員の体制については変えるという予定はございません。引き続き適切に業務委託を進めるということと、今後は今年度中に計画を策定する予定としておりますが、子ども・子育て未来プランという大きなプランの中に、新たに子供の貧困の計画であったり、子ども・若者の計画であったりというものをに入れていく予定としておりますことから、そういったところの計画の企画運営や進捗管理、そういったものにも注力を新たにしていく業務がふえるということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 距離が遠くなると、なかなか連携がうまくいかないというようなことも出てくるかと思っておりますけれども、しっかりそのあたりは連携をとってやっていっていただきたいなというふうに思います。

1点、窓口業務等の委託のほうで、支援が必要な方が出てきた場合には伝えていくような体制をつくっていくということなんですが、具体的にどのような仕組みになるのか、それは今はなくて、それをつくっていくということなのか教えてください。

○市民課長（梶川義夫君） 窓口業務委託の関係でございます。支援が必要な方っていうのが、例えば今回、私どものほうでお示したのは、RPAを導入してでの記載困難者の方への支援ということが1つございます。

こちらにつきましては高齢の方、あるいは文字がなかなかちょっと書きづらいといった方などにつきまして、円滑に速やかに申請、それから交付まで受けられるように支援を行うものでございます。具体的にはそういった方がいらっしゃいましたら、委託スタッフのほうで情報を聞き取りまして、委託スタッフが端末でその情報を入れまして、それによりまして種々さまざまある申請書に、そのデータが打ち出されて、速やかに窓口のほうに申請ができると。そういったことで、その方たちの窓口での待機時間等を減少できる効果があると思っております。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 補足でございます。

全員協議会のときも御説明いたしました。行政改革に関する取り組みの中では、窓口委託だけではなくて市民本位の行政サービスということで、市民部におきましては証明書受け付けの集約化を行っておりますが、窓口手続一覧の内容の拡充を行ったりですとか、お悔やみ関連手続の一覧の作成をすとか、そういったサービスの向上もしておりますので、そういったことも踏まえまして情報提供を図っていきたく、このように考えてございます。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時53分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） まず64ページの基金積立金ですけれども、11億2,765万円を積み立てるということですが、15億円程度の決算剰余金のほとんどを基金に積み立てるということになるとと思いますが、財政調整基金、一般会計減債基金、公共施設等整備基金の年度末残高見込みは、この補正によってどうなるのか。それから基金全体では年度末残高はどのようになるのか。それから、財政調整基金と一般会計減債基金、公共施設等整備基金については、基金積立の目標や目安があるのであればそれについて伺います。

それから、5ページの債務負担行為補正のところ、窓口業務委託と学童保育所運営委託のところ。先ほど学童保育の保護者負担について、平成30年度、育成料見直しをしたけれども、引き続き検討することになっている。しかし、今回の民間委託と連動して育成料の値上げは考えていないというようなことでしたが、次回の33年の見直しの時期まで見直しは行わないという理解でいいのかどうか伺います。

それから、ちょっとよくわからなかったんですけども、すばらしい自由提案があった場合云々というお話ありましたが、すばらしい自由提案があった場合は、それについての料金の追加徴収などということがあり得ることだったのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、学童保育のところ保護者への説明、7月に3度、行って31世帯だったということですが、市立の学童保育に通う児童ですかね——の数は何人なのか、その中での31世帯という状況をどのように評価しているのか。それから、今後の保護者、そして子供たちへの説明等について伺います。

それから、先ほどの手続的にちょっと乱暴なんではないかという点で、実施計画に学童保育の民間委託や窓口業務の民間委託が実施計画に載っていないという点について、主要な計画を載せるものだったという説明がありました。しかし、この2つの計画は大変主要な計画ではないかと。現に包括施設管理業務委託と納税管理及

び徴収補助等業務委託は、一昨年つくられた実施計画には載っていなかったけれども、6月議会と9月議会で突然補正計上されて、成立した後の11月には計上、載せられました。主要な計画の1つだったということです。ここで指摘をしているのは、これだけ重要な問題が市民の皆さんにきちっと具体的に知らされることなく、議会に補正予算として提出され、それがそこで決まった後に実施計画に載せられて市民に知らされるというような、行政運営のあり方が問題ではないのかという点での認識を問うているわけです。その点について、伺いたいと思います。

その点との関係で、そういう状況のもとで今回補正予算案が提出されたわけですが、先ほど企画財政部長がお示した資料の中にあるようにということでしたけれども、これは私が要求した資料です。市の側から出された資料ではありません。これだけ重要な問題が、資料がまともに示されないまま、根拠になる計画が何なのか示されない、そして民間事業者が扱う個人情報がどのような範囲に及ぶものなのか、これも資料として示されないという点で、市のこの問題についての認識がどうなのかと。なぜ市の側から、こういう資料が提出されなかったのかという点についての見解を伺います。

それから、学童保育の問題では、これも手続のところですが、平成27年5月28日の公の施設の管理運営のあり方検討委員会において、引き続き検討委員会事務局で情報収集を行うというふうになされ、この検討委員会で扱うものとされていたのが、なぜこの検討委員会で引き続きの検討が行われずに、行革推進本部か、ここに検討の場が移されたのか。検討の場を移すということさえ、この公の施設の管理運営あり方検討委員会では確認もされていない。私はこの公の施設のあり方検討委員会の議事録等については、毎回毎回、資料をとっているわけです。私がこうした資料をとっている公の施設のあり方検討委員会の場から、これまで資料要求もされたことのない行革推進本部での検討に移された。市民の目から見えないところで検討されるという事態になったことは明らかで、こうした点について、市民参加という点で市長の見解を伺いたいと思います。

それから、学童保育の問題で、事務室の問題、専用区画内にすれば問題ないということが言われましたけれども、これ本当に問題ないのか。なかなか、先ほど森田議員からもありましたけれども、そう簡単ではないんじゃないかっていうふうにも思います。

それから、制度の改正の中で学校施設内などに移転するっていうことも将来的にあり得る。そういうこともあって、民間委託に二の足を踏んでいるっていう状況があったんだと思いますが、この学校施設内などへ移転するっていうこととの関係で、今回の民間委託が手を縛るっていうことにならないのかどうか、その点の認識を伺います。

それから、委託する業務と市直営で残す業務の詳細について資料を要求しましたが、該当する資料がないということで返ってきています。しかし、そんな状態で議会や市民に対する説明責任が果たされると考えているのか、この点について市長の認識を伺います。

この委託する業務については、出された資料で概要はわかりますけれども、市直営で残される業務については全く示されていないという状況です。これは明確にすべきで、資料として提出すべきだと思いますが、この点での認識も伺います。

それから、ちょっといろいろ行ったり来たりになりますけれども、この2つの委託期間が、学童保育は3年で、窓口業務は5年というふうに見受けられますが、このように年限をした理由について伺います。

それから、先ほど業務の効率化ということで、例えば市は市独自に行わなくてはならない市としての権力行使などに業務を絞って、その他の業務は民間に委託するということでした。しかし、市は単なる権力行使の機

関なのか。市民の暮らしに寄り添う、そういうものでもあるんじゃないかというふうに思いますが、この点についての認識を伺います。

それから、個人情報の関係です。資料で、個人情報の取扱いに関する特記仕様書という資料をいただきました。個人情報の持ち出しは禁止されているけれども、ただし委託者の承諾がある場合は、この限りではないとされています。どのような場合に持ち出しを許すのか。これまでに承諾を与えたことがあるのか伺います。

それから、同じく個人情報の複写等が禁止されていますが、委託者の指示または承諾のある場合を除きとされています。具体的にはどのような場合か、そして実際にあったのか伺います。

同じく資料の返還義務が定められています。当該業務を処理するために、委託者から貸与を受けた個人情報及び当該業務の履行により発生した個人情報にかかわる資料の全てを、委託者に返還または引き渡さなければならないとされています。個人情報を貸与することがあるのか、またこれまでに実際にあったのか伺います。

また個人情報の取り扱いについて、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受託者に対して立入調査をし、また報告を求めることができると定められています。実際に立入調査を行っているのか伺います。

それから、全員協議会の資料で、現行の嘱託員及び臨時職員が希望した場合、民間事業者による採用手続を経た上で、引き続き雇用が可能となるというふうにされています。これは窓口業務だけではなくて、学童保育の運営委託についても同じですが、希望した全員が雇用される保証はあるのかどうか。これはどのような手続を経て、これが担保されるのか伺います。徴収補助及び納税管理の場合は、全員引き取っていただいたということですが、具体的にどのような形でこれが進められたのか伺います。

それと関連して、先ほど他の議員の質疑に対する答弁で、一旦は全員引き取ったと。しかし、その後、市内の方、新しく勤められた中には市内の方も大勢いるってという答弁がありました。随分入れかわってるんじゃないかっていう印象を受けましたけれども、職員の定着について、それから当初の嘱託員や臨時職員が、その後どれぐらい残っているのか、その点を伺います。

それから、これは契約書ですかね。委託者は、これは偽装請負にかかわる問題ですけども、委託者、市ですね、市は監督職員を選任するっていうふうになってますけれども、それぞれどのような職務の人間が、窓口、それから学童ですね、監督職員に選任されるのか。それから、監督職員は誰に指示を出すのか。この点について伺います。

それから、これら、やはり偽装請負に係る問題ですけども、法務省民第317号通知によれば、窓口業務の民間委託は市区町村職員が業務実施官署内に常駐し、不測の事態等に際しては当該職員みずからが臨機適切な対応を行うことを前提としています。しかし、37号告示では、民間委託が偽装請負にならないためには、自治体職員が請負労働者に業務上の指示をしたり、請負労働者の管理監督をしてはならないことはもちろん、民間事業者ないしその管理責任者への発注行為も、発注権限を有する職員から行わなければならないというふうにされています。こうした状況を見ると、偽装請負は回避しようがないんじゃないかというふうに考えますが、認識を伺います。

それから、昨年9月議会では、窓口や電話、臨戸について東大和市納税課と名乗り、民間の職員が対応するというのを考えている。事業者職員は徴税吏員ではないので、専門事業者ではないので、滞納処分を前提としたお話はできないというふうに理解しておりますので、そういったところでいろんなところで徴税吏員、市の職員でないと話ができないということであれば、エスカレーション事案として正規職員に引き継ぐと、徴収

補助業務について答弁しています。これが偽装請負にならないためには、かなりきちとした手続が踏まれなければ引き継ぐことすらできないというふうに考えます。相当な非効率にならざるを得ないと考えますが、現状どのような形でエスカレーションが行われているのか伺います。窓口業務についても、エスカレーションについてはどのように検討しているのか伺います。

もし、このような条件を回避して民間委託するとなれば、業務は効率化どころか常軌を逸した非効率なものとならざるを得ないのではないかと。足立区では、転入届と新しい住民票をもらうだけで2時間以上かかったというような声も上がって、非効率な事務に苦情が殺到したという状況も生まれています。

次に、37号告示では、「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材または材料若しくは資材により、業務を処理する」ものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないとの要件を満たさなければ偽装請負とされます。この点を市はどう理解しているのか、窓口民間委託はこの点でどう整理されるのか伺います。

次に、受託企業が途中で撤退し、住民サービスが損なわれる危険について市はどう考えるのか伺います。民間企業は営利を追求するものであり、採算がとれなかったり、人員が確保できなかったりして撤退することは十分あり得ることです。現に区役所の窓口委託をした大阪市では、2018年、受託企業が採算がとれなくなったとして撤退を相次いで表明し、かわりの業者が決まらず、区役所の他の職員を動員して窓口業務を行わざるを得なくなったという事態も生じています。委託して10年先、20年先にこのようなことが起きれば、市職員の中のノウハウも失われ、代替不能になってしまうのではないかと。市の認識を伺います。

次に、全員協議会資料では民間に委託した場合のほうが直営より2,200万円以上、経費がふえることとなっています。民間委託によって2名正職員を減員できる、減らせるという市の説明には説得力がないというふうに思います。経費がふえるのに、なぜ民間委託するのか伺います。

最後に、昨年度から導入されている納税管理及び徴収補助業務委託の委託先事業者名……ああ、これは資料で出されたので答弁結構です。

今回、市が委託し得ると考えている事業者名を具体的に伺います。

これまで質疑してきたように、重大な個人情報を取り扱う民間事業者、相当信頼ができるところでないと任せられないというふうに考えるわけですが、この点で市がどのような認識を持っているのかについて確認する上で、市が委託し得ると考えている事業者名を具体的に伺いたいと思います。

以上です。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書63ページ、基金積立金につきまして御質疑をいただきました。

まず1点目です。財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金のそれぞれの補正後の年度末の残高の見込みということでございます。まず財政調整基金、こちらにつきましては約21億5,600万円を予定しております。続きまして、一般会計減債基金につきましては9億5,600万円を予定しております。公共施設等整備基金、こちらにつきましては16億6,500万円をそれぞれ予定しております。

続きまして、基金全体での年度末の残高の見込みでございます。こちらにつきましては51億4,000万円を見込んでございます。

続きまして、現在申し上げますそれぞれの基金の目標額、目安ということでございますが、第5次行政改革大綱のほうで、こちらのほう財政調整基金、あと公共施設等整備基金につきましては、目標額を見込んでございます。財政調整基金につきましては、少なくとも標準財政規模の10%の額を維持する。公共施設等整備基

金、こちらにつきましては最終年度が平成33年度——令和3年度を予定しているんですが、こちらの最終年度の現在高として標準財政規模の10%程度の額を確保することとさせていただきます。

平成31年度の標準財政規模でございますが、こちらが約170億円となっておりますので、こちらの10%となりますと約17億円、こちらを基準とすることとなるかと考えております。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、私のほうからは、補正予算書5ページの債務負担の学童保育の関係で御答弁させていただきます。学童保育所の育成料の見直しに関しましては、先ほど来ほかの議員の方々にも御答弁させていただいているところでもございますが、今回は平成30年度は引き続き検討するというような結果にしたものでございます。今回、平成31年度、令和元年になりましたけれども、委託、今回の業務委託に伴う育成料の見直しに関しては、考えておりませんということで先ほども御答弁をさせていただいております。今後につきましては、3年ごとの定期的な見直しというものは行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○青少年課長（新海隆弘君） 補正予算書5ページの学童保育運営の委託の件で御質疑いただきました。先ほど独自の事業者さんからの提案が、素晴らしい提案があった場合の追加徴収の件についてでございますが、今回のプロポーザルの中で事業者さんに提案していただくものでございますので、追加の費用の徴収等は考えておりません。

あと、続きまして先ほど市立の保護者説明会の出席者が31世帯で、市立の数は何人かというところは市立の学童保育上のお子さんの数ということでお答えさせていただきますと、現在9月1日時点でございますが、市立の学童保育所の入所人数は659人になっておりますことから、決して多い出席の数ではございませんが、出席していただいたあの地域は満遍なく、1クラブから桜が丘クラブまで少しずつ出席していただいているというところでございます。

あと今後の保護者の説明会でございますが、10月、プロポーザルを予定しておりまして、事業者選定後に改めて保護者の皆様に、事業者選定後にまた説明会を丁寧に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○企画財政部長（田代雄己君） 何点か御質疑いただきまして、実施計画に載せない計画ということでございます。その件につきましては、今年度の実施計画には検討段階ということで方針の決定はできませんでしたので、現在作成されている実施計画には載っていないというような状況でございます。ちょうど検討が30年の5月ぐらいから始まりまして、31年の5月ぐらいに窓口業務の委託も含めて、行政改革の取り組みという検討を行ったわけですが、それが示されているということで、検討段階だということで、現在作成されているものには載っていないということです。

今年度、現在、実施計画を作成しているところでございますけれども、そこはこれから構成を考えていくわけですが、そこでは載せたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、内容についてちょっと乱暴じゃないかということでございますけれども、実際この取り組みにつきましては全庁的に、窓口業務も含めて今回、令和2年4月から始まりまして会計年度任用職員のことなどもありますので、どうやって行政改革、進めていくかということで全庁的に調査した経緯があります。特に窓口や、それぞれの全庁的な課について、民間委託が導入できないかという視点で調査をしました。

その中で、過日の全員協議会でも御説明しましたけれども、市民部の窓口業務等の委託、あるいは学童保育

所の運營業務の委託ということで、それぞれの主管部が効果的な取り組みがあるということで提案をいただいて、企画財政部のほうで取りまとめたということでございます。

改めまして、それ以外に市民本位の行政サービスの水準ということで、証明書の受け付けの集約や窓口手続の一覧の内容、拡充、お悔やみ関連設備の一覧作成ということで、行政改革ということで、厳しいことだけではなくて、市民サービスの向上につながる取り組みも、優先的にやっていくということで、全庁的に取り組んだ結果でございます。

それと平成27年7月に情報提供された、あり方検討委員会での検討状況、それが形としては情報収集に努めるということになってございます。そちらにつきましては、その当時検討した中で、複数の施設を指定管理者を導入するかどうかというところを大きな視点で検討してまいりました。その中で、学童保育所につきましても、単独館と複合館の中にある学童保育所がありますので、その辺の取り扱いを一括にやるべきか単独で行うべきか、その辺の判断がその段階でつきかねておりました。また新しい制度の導入ということもありましたので、引き続き情報収集を行うということでございます。

指定管理者ということで、それは地方自治法の制度でございますけれども、今回の学童保育所の業務委託につきましては、その地方自治法の指定管理者と違う業務委託でございます。ですので、その点につきましては民間委託、民間活力の導入という視点でも法的な位置づけが違う取り組みでございます。ですので、小さいこととすと、いろんな施設の設備の維持管理などに、民間事業者へ委託しておりますけれども、そういうような形の業務委託と形態は一緒かというふうに認識しているところでございます。そういう中で民間活力の導入を進めるという視点で検討した結果、今回の御提案に至ったということでございます。

以上でございます。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 補正予算書5ページの学童保育運営委託でございますが、学童保育所の事務室の件でいただいた御質疑でございますが、現在も複合施設の中の学童保育所の事務のスペースは、学童保育所の専用の空間の中に職員の机や事務一式が置かれておまして、市民センターのほうの事務所のほうには、特にその事務のものっていうのは置いてない現状でございますので、そのように実施したいということでお答えさせていただきました。

あと学校施設内に移転した場合に、今回の委託が学校内施設を滞らせることになるのではないかと御質疑いただきましたが、先ほども申し上げましたとおり民間事業者による放課後子ども教室との連携も含めました実施というのは、幾つも実施しているところがございますので、そのようなことはないと考えております。

以上です。

○**市民部長（村上敏彰君）** それでは、市民部の窓口業務の委託を、債務負担、4年とした理由でございますけれども、こちらは昨年度行いました納税課で行う業務につきましては5年間という契約をしてございますので、お尻を合わせるという意味から4年としたということでございます。

続きまして、個人情報の特記仕様書の件で御質疑をいただきました。こちらに個人情報の持ち出し、複写、資料の貸与ですか、こういったものについては現在までのところ一切ございません。立入調査についても行ってないところでございます。

あと民間業者——現在お仕事をされている嘱託職員、臨時職員さんの民間委託をする民間事業者への雇用についてでございますが、これ他の議員の御説明にも申し上げましたが、基本的には民間と民々の契約になりますので、市のほうで強制力はございませんが、プロポーザルを実施する中で、そういったことに対して

の考え方、事業者の考え方をお聞きしまして、できれば市内の方を優先するとか、それとか引き続き雇用を継続していただくことを優先するとか、そういった形の審査項目が幾つかございますので、そうしたところの中では、そういうものについての優先度をつけていきたいということに考えてございます。

続きまして、窓口業務における管理、監督者の件で御質疑をいただきました。業務管理者につきましては、各課のですね、現在、納税課のほうでは各課の係長職と、あと今1人、係長職が欠員となっておりますので、そこについては課税課長、納税課長が行っているということでございます。窓口業務の委託に関しましては、基本的には業務管理者につきましては、各課の3課の係長職を現在までのところ考えています。

以上でございます。

○市民課長（梶川義夫君） 私のほうから窓口業務の委託に伴いまして、事務の整理を行って、公権力の行使だけなのかというような御質問がございました。公権力の行使によるかどうかというところは、あくまでも事務の整理上の話でございます。もちろん寄り添うという姿勢は、市の職員といたしましても、直営で抱える窓口も残りますので、そういったところで市民の方と大いに寄り添う姿勢を示していきたいと思っております。また今回の委託で、民間事業者とのパートナーシップに基づきまして業務推進をするために、自治体、住民の福祉の向上に努めていければと考えております。

それから法務省の317号通知と37号告示の御指摘がございました。37号告示では、請負委託等をするための条件が記載されております。そのため市側では、受託者の職員でございます管理者または、あるいは副管理者を配置させまして、市側で選任いたします監督者と管理者、あるいは副管理者との調整を行い、個々の従事者との直接のやりとりを行わないということで、請負委託ということを保持していこうと思っております。

それから、317号通知に関しましては、官署内に実際の職員が常駐し、不測の事態に応じて適宜対応するというところでございます。こちらにつきましては、困難な案件等が窓口で発生した場合に、速やかに民間事業者の管理者、あるいは副管理者と通じて、市側の監督者に対しまして調整等を行うことによりまして、これを適宜解決していくというもので考えてございます。

それから、37号告示の中の事業者で、自己の器材等を調整するという部分の解釈について御質疑がございました。37号告示につきましては、第2条の2のハにおきまして、いずれかの項目、どちらかに該当することが必要だとされております。（1）につきましては、議員さんおっしゃられた項目でございます。それから（2）といたしまして、「自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。」ということがございます。このいずれかに該当すればいいということになりますが、今回、市民部の窓口業務等委託に関しましては、業務のプロセス委託ということでございますので、こちらの（2）のほうの該当になると考えてございます。

それから、事業者の撤退の懸念ということでございます。今回の委託に関しましては、プロポーザル方式に基づきまして、事業者のほうの選定を行ってまいりたいと思っております。その選定作業の中で、財務状況等の審査を行い、適正な事業運営がなされるよう、事業者の選定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○課税課長（真野 淳君） 私から2点ほど答弁させていただきます。

まず経費がふえるのに、なぜ民間委託をするのかという点でございます。市では、平成30年5月から31年4月まで、行政改革推進本部のもと、東大和市窓口委託等検討部会を設置しまして、9回にわたって審議を行ってまいりました。市民部の窓口委託につきましては、会計年度任用職員による業務を行う場合に比べまして委

託の費用が高くなりますが、時間外勤務手当の削減などによる業務改善、それと市民の窓口手続の負担軽減などによる市民サービスの向上が期待できることから、市民課、保険年金課、課税課の3課を包括的に委託する結論に至りました。これを平成31年5月に開催しました行政改革推進本部において審議をし、同様の結論に至りましたことから、6月に開催しました市議会全員協議会で、その概要を御説明させていただき、令和2年度からの実施に向け本議会に補正予算を上程させていただいているところでございます。また、正規職員2名の削減につきましては、保険年金課におきましては、国保財政の健全化を進めることで、正規職員1名の削減が可能になると考えております。また課税課におきましても、RPAの導入に伴います事務効率化によりまして、正規職員1名の削減が可能になると考えております。

それから、委託者名、これは委託者名で、今後の委託者名ということと、あとは選定する際の基準ということでございますが、今回、市が委託しようと考えている業者名につきましては、今後プロポーザルによりまして業者を選定してまいります。11月下旬には選定された業者につきまして、市議会議員への情報提供を行う予定となっております。選定する際の基準につきましては、プロポーザルによりまして事業者の選定の中で、参加資格等の一定の基準を設けまして、業者の選定をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○納税課長（中野哲也君） 私のほうからは、現在、納税課のスタッフの雇用状況ということで、御質疑ありましたので答弁したいと思います。

それと、もう一つにエスカレーション案件ということでの対応はどのようになっているかということでお答えをしたいと思います。

昨年9月の補正予算の審議後、予算が措置されまして、プロポーザルによる業者の選定ということで、12月、年内で業者のほうが決まりまして、その後、契約ということになったんですけども、1月、2月上旬から今いる現在の当時嘱託員6名、臨時職員5名いらっしゃいましたが、それぞれの方と個人面談を実施していただいております。その中で今の自分の働き方というものを会社側に伝えながら、自分のスキルをどのように生かせるかということをお話ししていただいて、今後の雇用を考えていただくというような機会を持たせていただきました。その結果、嘱託員6名のうち4人が業者のほうへ移行を希望しまして、残り2人につきましては現在、庁内の別のセクションで臨時職員をしております。また臨時職員5人につきまして、4人が希望をいたしまして業者のほうへ移行しましたけれども、それぞれまた働き方のこととか、いろいろな個人的な事情もございまして、現在は1名が残っているという状況で、そのほかの方は民間会社であったり、また他部署の臨時職員などを行っている現状がございます。

それと、エスカレーション案件ということでございますが、この部分につきましては職員に引き継ぐ案件ということで捉えさせていただければと思いますけれども、今回の納税課の業務、納税管理業務、徴収補助業務ということで、基本的には補助業務ということでございまして、窓口、受け付け、電話の入電対応、そういったものにつきまして、まずは受け付けをしていただくということです。その内容を、要件を聞き取っていただいた中で、徴収の部門であれば国税徴収法の調査権を行使しなければ相談に乗れない案件であったりとか、あとは換価の猶予であったり、そういった部分については地方税の中で、市長の中で行う事務というふうに定めておりますので、そういった部分での公権力行使という業務の内容に触れるものであれば、職員のほうに業務管理者、業務責任者のもと、職員のほうに引き継ぎをしていただき、納税相談を実施していただいているというような内容になっております。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 私のほうからは、学童保育所の運営委託の関係の債務負担行為の期間の3年間の理由でございますが、これにつきましては複数年契約とすることで、委託事業者による職員採用から人材育成までの安定的な事業運営が見込むことができると考えておることと、あとは保育サービスの継続性ということの観点からの複数年契約ということでございます。近隣市を見ましても、3年から5年というような契約期間になっておりますが、3年契約としたものは、まず初めの委託契約になりますことから、まずは3年間としていきたいと考えているところでございます。そのほか嘱託員の引き続きの雇用や、監督職員の関係等、途中で撤退した場合のことなどにつきましては、先ほど来、別の議員にも御答弁をさせていただいておりますし、市民部長からの御答弁と同様でございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時44分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中間建二君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） ただいま議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

本日の会議が午後5時を過ぎることが予想されます。そこで議長発議により、あらかじめ会議時間の延長を行うことを議会運営委員会にて決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

ここで会議時間の延長を行います。

○副市長（小島昇公君） 先ほど資料について御質疑をいただきました。市は6月議会の後で、全員協議会で説明、報告をさせていただき、今回の御審議を賜るに当たりまして、必要な資料ということで、今回提出をさせていただいた資料が、必要な資料というふうに認識をしてございました。御質問者からは、資料請求がないと、不足だったというお考えございましたけども、市いたしましては今回、私どもが説明をして出した資料が十分だというふうに認識をしてございました。

そして、この進め方につきましても、やはり究極の目的は住民福祉の向上ということで、窓口も、学童につきましても、市民の皆様にとってよりよい選択をとということで、今回は提案をさせていただいております。どうしたらそこを乗り越えられるかという疑問点や、御質問をいただいたところについては、一つ一つ潰して、よりよい制度で進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 御答弁、ありがとうございます。

まず学童保育の関係の検討が、公の施設の管理運営のあり方検討委員会において、引き続き情報収集を行うというふうにされているが、ここではなくて他のところで行われたという点について、これは指定管理者制度ではなくて、業務委託だからというような答弁と私は理解しましたがけれども、この公の施設の管理運営のあり方検討委員会は、指定管理者制度だけではなくて業務委託も含めて検討している委員会で、現に、やまとあけぼの学園や子ども家庭支援センターについては、指定管理者制度または業務委託というふうにされていますし、狭山保育園についても指定管理者制度と限らず、民間活力の導入ということで挙げられている。なぜここでやられずに、ほかのところでこのことが検討されることになったのか、改めて伺います。

それから、個人情報に関係で、持ち出し、複写、返還等についてですけれども、これまで1度もなかったということですが、私はなかったのかってということと同時に、どういう場合に、これ許すのかってことを伺ったので、その点について再度伺います。

それから、立入調査をしていないってことですが、立入調査を行ってきちっと個人情報を漏れないように管理すべきだというふうに考えますが、この点についての見解を伺います。

それから、エスカレーション事案ですけれども、例えば窓口で相談に乗る、その相談が滞納処分を前提としたものだったという場合に、相談に来た方をそこへ置いたまま、その職員は業務管理者っていうんですか、その民間事業者の責任者のところに報告に行き、その責任者が、市の課長ないし係長に話をし、それでそこを回って今度は市の職員が対応するということになるわけです。大変非効率なことをやらざるを得ない。それをやらないと偽装請負になってしまうということになると思います。この点について、どう認識しているのか伺います。

それから、雇用の保障という点で、実際に納税課では、11人の非正規雇用職員が、現在では5人になってしまっているということです。多分、1年たっていないんですかね——という状況です。やはり非正規雇用職員の雇用が守られるのかどうか、守る責任はやはり市にあると思いますが、この点について認識を伺います。

それから、民間に委託することで、人が突然休んだりしたときに、速やかに人を配置できるっていうことでした。これは民間だからなのか、市ではこういうことができないのか、民間だからできるのかっていうことでは私はない。やはり人がいなくなったときに、ぱっとそこに配置できるというような人の使い方、そのものに対して市は批判的な見地を持つべきではないか。物のように人を扱うっていう働き方を容認すべきではないんじゃないかと思いますが、この点についての見解を伺います。

それから、もう一つ、途中撤退の問題で、そういう企業、そういうことがないような企業を選ぶっていうことで言われましたけれども、昨年、区役所受託企業が採算がとれなくなったとして、次々、撤退表明したっていうふうに大阪市では言いましたけれども、このとき大阪市から委託を受けていた事業者は、富士ゼロックスシステムや、パソナや、その関連企業、ヒューマンタッチやジェイエスキューブなどの企業です。ですから事前に審査をしていたから、企業の撤退がないということにはならないと思います。ですから、そういうことのないようにするっていうだけでは、大変無責任になってしまうんじゃないかというふうに思いますが、その点での認識を伺います。

それから、最後に市が委託し得ると考えている事業者名について具体的に伺いましたが、これについて具体的な事業者名では回答ありませんでした。今言った富士ゼロックスシステムサービスは、足立区で戸籍事務の

業務委託を受けましたが、東京労働局から偽装請負の疑義のもと立入調査を受けたり、それから東京法務局から戸籍法に反する違法行為だということ指摘を受けたりということになっています。富士ゼロックスシステムのようなところでも、公権力の行使とかとは何かという問題や、偽装請負とは何かという問題、法令に反するかどうかという基本問題で正当な判断ができなかったということを示しているわけです。このような事業者が、委託可能な事業者だという判断を市が行っているなら重大だと思いますし、最近、パソナはこの2月に8,046件の調査対象者のメールアドレスを流出させるっていう事態も起きました。市に伺いますが、このような事態を引き起こしてる富士ゼロックスシステムサービスやパソナについても、委託可能な事業者だというふうに考えているのかどうか伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 学童保育所の業務委託の関係でございます。予算書の5ページの関係でございますけれども、あり方検討委員会で学童保育所の内容につきまして、引き続き事務局で情報収集するというふうに、27年度にあり方検討委員会の中で方針を出した。その内容を今回、窓口業務の委託とあわせて、学童保育所運営委託ということで提案したというふうに至った経緯でございますが、平成27年はそのときにあり方検討委員会ということで、確かに民間委託も含めて検討する項目もございましたので、そのあり方検討委員会の中で業務委託を否定するような議論はしておりませんので、あけぼのの移行計画にはそういう形で、または業務委託ということで指定管理者に合わせて表記をさせていただいております。

ただ、今回この学童保育所や市民部の窓口業務委託に、判断に至った経緯としましては、行政改革全体の取り組みの中で、市役所全体を見たときに、何が業務委託ができるかというような、大きな全庁的な取り組みの一環として検討しました。そこの検討した母体が、行政改革推進本部という本部の中でやったような次第でございます。その結果、繰り返しになりますけど、窓口業務委託と学童保育所の関係が、市民サービスの向上等につながるということで、効果があるということで選定をさせていただいたような状況でございます。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 個人情報の特記仕様書の関係で、窓口の個人記録の持ち出しの件で再質疑いただきました。基本的には持ち出しの禁止となっておりますので、持ち出しは基本的にできないと。ただし全くできないと、どういう場合に持ち出すかということ、全くできないという規定を設けてしまいますと、仮に万が一、我々の想定外で何か必要な場合があったときに、それに対応できないということがございますので、そういった規定を設けていると、このように御理解をいただければと考えてございます。

立入調査をするべきであるという御質疑でございますが、こちらにつきましては個人情報の扱いに、ふだんから我々の委託業者が、扱いに関して仕事に疑義があるようなことがありましたら、立入調査等を行うことも考えてございます。現在、納税で行っている業者につきましては、業者に確認をいたしましたところ、全国で受託している業務につきまして、一切そういう個人情報の関係の問題というんですか、そういうようなものは起きてないというふうには伺ってございます。

続きまして、民間の休んだときにすぐ人が補充ができるということでございますけども、私ども民間の方の仕事の仕方でございますから、フルタイムで働きたい方とか、午前中だけとか、御主人の扶養の範囲で働きたいとか、いろんな働き方があると思います。当然そこには休暇とかもございまして、そういう休まれた方があったときに、例えば市の場合ですと雇用と契約を……任用の起案をその都度起こさなければなりませんので、そういった業務が民間のときにはないということでございますので、公的な機関では民間のほうが、そういった意味では融通がきくのかなと考えてございます。

業者の途中撤退の話でございますが、途中撤退につきましては、繰り返しになりますけれども、そういう業者を選定しないような形で、プロポーザルの中では検討していきたいと考えてございます。当然、議員さんおっしゃっておいりました大阪市で行われたような事業者につきましては、当然事前の調査は私どもで行いますので、そういった業者にはなかなかならないような形で、プロポーザルでは、応募があった場合ですね、応募があった場合は、そのような業者には点数をつけますので、そういった業者の点数はおのずと低くなると、このように考えてございます。

また業者の選定に当たりましては、募集要項を作成しまして、それで募集をかけますので、何社来るかというのはまだわかってございませんので、その応募した業者の中から今申し上げましたような不安定な要素、こういったものの業者につきましては点数を低くするなどして、受託できないような、そういった仕組みをとりたいと考えてございます。

以上です。

○納税課長（中野哲也君） 職員の引き継ぐ案件の対応のことでございますが、やはり法に基づく業務遂行ということは徹底しなければいけないということがありますので、今お待ちいただく時間というところがあるかもしれませんが、その部分についてはできる限り改善をしながら、お待ちいただく時間ということは少なくしていきたいというふうには考えております。

そういった反面、納税相談とか窓口にお越しいただいた中では、本人の納付意思の確認と納付時期の確認をしながら、納付約束をとりながら窓口対応をしてるといった、そういった部分も昨年に比べて窓口の処理件数というのは上がってきておりますので、そういった部分では多くの市民の皆様、納税者の方といろんな接触機会を大きくつくりながら、そういったところは大きな前進が図れてるんじゃないかというふうに認識しているところでございます。

それと既存の職員、スタッフの雇用を守るということにつきましては、今回、プロポーザルを実施した中で、働いている今現状の臨時職員・嘱託員といった部分について、雇用を守るということは市側も努力をいたしましたし、業者のほうでも努力をいたしていただいているところでございます。そういった中で、全員、余すところなく面談を実施していただきながら、個人の要求を聞いていただき、できるだけというか、ほぼその要求に沿った形で雇用をしていただいているところでございましたけれども、働き始めて、家庭の事情であったりということが重なりまして、どうしても仕事を変わらなきゃいけない、家庭の時間をつくらなきゃいけないというところの個人的な要求がいろいろありましたところから、現状の委託業者からはやめざるを得ないというところがございました。

この退職の理由といたしましては、それぞれさまざま個人の考えがありますので申し上げることはできませんけれども、委託業務によって労働強化っていうか、業務がすごく大変になったというようなことは決してございませんので、その個人の家庭の事情等で退職された方がほぼということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第50号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第2号）について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

反対の理由は、市民部窓口業務の民間委託と学童保育運営委託が予算計上されていることです。まず市民の前に計画を示す前に先に決定してしまい、後から市民には説明するというやり方に反対です。一昨年、1月に作成された第5次行政改革大綱推進計画に学童保育の民間委託は載っていません。窓口業務の民間委託については、委託可能な業務の委託を実施すると書かれていますが、具体的にどの部門を委託するのかは書かれていません。

昨年11月に作成された実施計画、これは平成31年度から当面する3年間の計画を載せるものですが、ここにも窓口業務の民間委託も、学童保育の運営委託も載っていません。市民には具体的には何も知らされていないにもかかわらず、ことし6月になって急浮上させ、9月議会で補正予算1つで強行する。大変乱暴なやり方です。市民参加どころか、市民無視の乱暴な行政運営です。こうした乱暴な行政運営は昨年もありました。やはり市の計画に具体的な記載が全くなかった包括施設管理業務委託と納税管理及び徴税補助等業務委託が、突然補正予算計上されたことです。こうしたことを繰り返させるわけにはいきません。

学童保育の運営委託については、公の施設の管理運営のあり方検討委員会ですら所管していたものを、この検討委員会を開催すらせずに行政改革推進本部に検討の場所を移して検討が行われていました。公の施設の管理運営のあり方検討委員会の議事録等については、私が毎議会ごとに資料要求していたもので、市民の監視から逃れて検討を行っていた可能性さえあります。学童保育の運営委託についても明らかにすべき懸念がたくさんあります。それだけに、十分な時間をとって万全の対策をとり、保護者や子供たちに納得いくまで説明すべきことです。7月に初めて保護者のほんの一部に説明し、来年4月から全11クラブを全て民間委託してしまうというのは拙速のそしりを免れません。

市民部窓口業務の民間委託については行うべきではありません。市民の重要な個人情報漏えいの危険にさらされます。また、違法な偽装請負となる懸念は、質疑を通じて深まるばかりです。偽装請負を避けようと思えば、極めて非効率になることも明らかです。安定的な業務の継続という点でも問題があります。民間委託したほうが経費がかかるのに、急いで進める理由も納得できるものではありませんでした。しかも、結局、官製ワーキングプアを拡大するという結果を招くことになる。正規労働者を削って、ワーキングプアを拡大する、これは地域経済にとっても大きな打撃となります。さらにこれら業務を現に担っている非正規雇用職員の雇用が守られるのかどうかという点も、市はお願いしかできないことが明らかとなりました。法的な強制力はない

ということです。

これだけ問題の多い民間委託を、市民的議論にも付さずに進めさせるべきではありません。

以上で反対討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[18番 東口正美君 登壇]

○18番(東口正美君) 私は公明党を代表して、第50号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算(第2号)に賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算の中には、市民部3課の窓口業務等の委託、また学童保育所運営業務の委託についての予算が計上されています。東大和市では、これまでも継続的に行政改革に取り組み、一定の成果を上げておりますが、令和2年4月から地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されます。これまでの嘱託員や臨時職員の処遇が改善されることを評価する一方、人件費の増加により市財政に一定の負担がかかることが見込まれます。そのため健全な財政運営のためには、さらなる行政改革が必要です。

東大和市第5次行政改革大綱に基づき検討が行われた結果、持続可能な自治体運営の行財政運営のため、民間活力の導入の推進として市民部窓口業務等の委託業務及び学童保育所運営業務の委託が示されました。このことによる市民サービスの向上として、証明書受け付けの集約、窓口手続の一覧の内容拡充、お悔やみ関連手続一覧の作成が推進されることも示されました。

今回示された市民部3課の窓口業務に、最新のICT活用であるRPAの導入によって、窓口受付の一体化が図られます。このことは、公明党が長年訴えてきた総合窓口による市民サービスの向上につながる第一歩として大いに評価するところであります。またRPAの活用は窓口で必要な書類の作成が困難な方に対して、フロアマネジャーを増員することでスムーズな対応が行えるようになります。このことは、ますます進展する超高齢化社会に対応するためにも有効なものであると考えます。

また、業務効率の改善により人件費の削減も図られ、2,162万の経費削減の効果が見込まれており、さきに述べた会計年度任用職員制度の導入で、増大する人件費を抑制することもできると考えます。一方で、新しい仕組みの導入ということで、上乘せされる経費が563万円あることも事実です。窓口業務の一体化については、範囲の拡大など市の業務を横断的に見直し、さらなる行革の推進をお願いいたします。

また、市民の皆様からは、民間委託に対して個人情報流出を心配するお声も聞かれます。委託業者の選定に当たっては、プライバシーマーク付与事業者を選定するなど、市民の皆様が安心できる丁寧な説明をお願いいたします。

学童保育所運営業務の委託についても、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増加の抑制が図られるだけでなく、昨今、嘱託職員の応募が減少する中で、必要な職員人数の確保のためにも、運営業務の委託が有効とされています。また、公設民営となることで、都型学童保育となり、補助金の増額も見込まれています。さらに、育成料を変更せず、利用者の皆様に新たなサービスの拡大が示されています。学童保育所運営業務を委託することで、市民サービスの向上と経費の削減が可能であり、将来的にも保育の質の向上が見込まれています。

これらの内容が含まれた平成31年度補正予算に、公明党として賛成するとともに、さらなる行政改革の推進を強く要望し討論といたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[2 1 番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋義博でございます。やまとみどりを代表して、平成31年度一般会計補正予算に反対する立場で討論を行います。

今回この補正予算において計上されている窓口業務等委託、学童保育所運営委託の債務負担行為は、その金額や市民サービスに直接影響を与えることの大さを鑑み、本来それらに対応すべき市議会の常任委員会においてしっかりと審議されるべき事案でありますし、また広く市民からの意見を聞くべきであります。

市議会は立法機関であるとともに、市長の行政執行権をチェックするという役割も期待されていることでもあることから、この市民からの期待を十二分に果たす責務を全うすべく、やまとみどりでは当該事案の委員会付託を求めたものであります。しかしながら先ほどのこの委員会付託の提案が否決されたことから、本事案を無条件に賛成することはできないとの判断をし、反対の討論といたします。

[2 1 番 床鍋義博君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。第50号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算(第2号)に賛成の立場で討論します。

今回の補正予算全般については反対するものではありません。しかし、債務負担行為補正のとりわけ窓口業務委託及び学童保育所運営委託については、市は行政改革の一環と捉えているかもしれませんが、税金を使い、額も多く、市民にも直接影響することから丁寧な議論をすべきです。

この2つの案件については、さきの全員協議会で説明がありました。また、市民からの陳情が出されたことから、委員会での審議も進められるところです。しかし、今後さらに業務委託や民間との連携を進める場合には、市民も納得ができるよう審議の場を設けるべきです。指定管理者については、議決案件であることや、市の諮問機関の各協議会や審議会などでの議論などを行っています。市民生活に大きな影響のある委託については、委託先の選考や、委託後の評価などについても、市民参加や市民の意見が反映されるよう求め、討論といたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第50号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算(第2号)、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中間建二君) 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第51号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(中間建二君) 日程第19 第51号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1

号)、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第51号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度決算に基づく剰余金が確定したことに伴いまして、平成30年度の精算による東京都への返還金の増額や、一般会計への繰出金の計上、また窓口業務等委託料及び国民健康保険事業運営基金への積立金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,421万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,339万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第5款の繰入金は361万3,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

第6款の繰越金は2億2,060万2,000円の増額で、平成30年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は361万3,000円の増額で、窓口業務等委託料の計上であります。国民健康保険制度の業務の一部を民間に委託するものであります。

第6款の諸支出金は2億2,060万2,000円の増額で、平成30年度の精算に伴います東京都への返還金の増額と一般会計への繰出金及び国民健康保険事業運営基金への積立金の計上であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為であります。

債務負担行為の事項は、窓口業務等委託で、期間につきましては、令和2年度から令和5年度までとし、限度額を7,920万1,000円とするものであります。

民間事業者への委託により、市民サービスの向上、業務改善などを見込んでおり、ここで補正予算に計上し、令和2年4月からの本格実施に向けて事業者の公募などの準備を進めたいと考えております。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長(中間建二君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 4ページの窓口業務等委託のところですが、委託される業務と市の業務として残される業務について資料要求しましたが、それはないということでした。これが不明では審査のしようがないというふうに思います。その詳細について伺います。

次に、個人情報漏えいの可能性と対策について伺います。

3点目に、国民健康保険事業の窓口業務委託にかかわって、どのようなエスカーションが想定されるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険の窓口業務等委託の内容につきましては、一般会計でも議論させていただいてるところと重複するところが多々ございます。市の公権力の行使に関するところ、もしくは市として判断を要するもの以外の補助的業務を委託するものとなります。

例えば国民健康保険につきましては、これは全員協議会の資料でも例示させていただいているところではございますが、資格業務といたしまして、転出入や転居、資格の取得、喪失等の受け付け等、それから給付業務といたしましては、高額療養費や補装具等の療養費、葬祭費や人間ドック等の助成費の受け付け等です。

また保険税の事務につきましては、納付書等の発送と、発送物の発送補助、それから所得の照会等でございます。またこれらの補助業務がございます。

そうですね……以上でございます。

済みません。2点目でございます。

個人情報漏えいの対策につきましては、国民健康保険も同様でございます。委託業者につきましては、プライバシーマーク等が付与されていることを条件とし、市の個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び東大和市におけます特定個人情報の取り扱いの方針を遵守させるとともに、業務従事者に対しまして個人情報の取り扱いに関する研修を行っていただくことを、受託者に仕様書等で求めてまいりたいと考えてございます。

また受託者につきましては、情報端末や記録媒体の持ち込み、持ち出しを禁止いたしまして、物理的な漏えい防止を国民健康保険も同様に図ってまいりたいと考えてございます。

また、エスカーションにつきましては、私ども国民健康保険も同様なんですが、受託者が指定する業務管理者、または副管理者を通じまして、また国民健康保険の係長を監督者といたしまして、その業務管理者、副管理者と監督者の連携をもって確認を行い、偽装請負の防止を図ってまいりたいと考えてございます。想定されるものとしたしましては、例えば制度に関する疑義照会ですとか、制度運用の判断を求められるようなもの、お客様からの制度に関する意見の聞き取り等が考えられるかと思いますが、実際の運用開始いたしまして、またそれらのエスカーション事案というのも蓄積いたしまして、よりよい市民サービス向上につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6 番 尾崎利一君 登壇〕

○6 番（尾崎利一君） 第51号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

反対の理由は、窓口業務の民間委託が予算計上されていることです。市民の前に計画を示す前に先に決定してしまい、後から市民には説明するというやり方に反対です。

詳細は、第50号議案に対する反対討論で述べたとおりです。

また、委託される業務と市に残される業務が網羅されない、明確に示されない以上、審査の前提がないと考えます。窓口業務の民間委託については行うべきではありません。市民の重要な個人情報漏えいの危険にさらされます。また、違法な偽装請負となる懸念は質疑を通じて深まるばかりです。

エスカレーション事案というのは、足立区では戸籍法違反を免れるためにエスカレーション事案をふやし、これが偽装請負の疑義を受けて立入調査を受けるという結果になりました。大変重大な問題です。

偽装請負を避けようと思えば、極めて非効率になることも明らかです。安定的な業務の継続という点でも問題があります。民間委託したほうが経費がかかるのに急いで進める理由も不明です。さらに、これらの業務を現に担っている非正規職員の雇用が守られるのかどうかという点も、市はお願いしかできないということが明らかとなりました。これだけ問題の多い民間委託を市民的議論にも付さず進めさせるべきではありません。

以上で反対討論とします。

〔6 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第51号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第52号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第20 第52号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第52号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度決算に基づく剰余金が確定したことに伴いまして、前年度繰越金の増額や資本費平準化債の減額などのほか、令和元年10月1日から10%の新消費税率の適用に伴う地方公営企業法適用のための業務委託料の増額に伴いまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,242万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は26万1,000円の増額で、一般会計からの繰入金の増額であります。

第7款の繰越金は6,591万1,000円の増額で、平成30年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第9款の市債は6,590万円の減額で、資本費平準化債の減額であります。

資本費平準化債の減額につきましては、前年度繰越金の増額に伴う予算措置であります。今後の下水道事業の経営に資するため、借入額の抑制を図るものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は27万2,000円の増額で、地方公営企業法適用業務委託料等の増額による総務管理費の増額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表地方債補正で、1の変更であります。

資本費平準化につきまして、借り入れの限度額を1億1,870万円から5,280万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第52号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第53号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第21 第53号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第53号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度決算に基づく剰余金が確定したことに伴いまして、前年度繰越金の増額など歳入予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金金は298万2,000円の減額で、一般会計繰入金金が117万5,000円の減額、基金繰入金金が180万7,000円の減額であります。

第3款の繰越金は298万2,000円の増額で、平成30年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御説明申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第53号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第54号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第22 第54号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第54号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成30年度の精算による国庫等への返還金の増額や一般会計への繰出金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,700万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億810万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第10款の繰越金は3億5,700万5,000円の増額で、平成30年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第5款の基金積立金は1億6,190万4,000円の増額で、平成30年度の決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第6款の諸支出金は1億9,510万1,000円の増額で、平成30年度の精算に伴います国庫等への返還金の増額と一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 8ページの介護給付費等準備基金積立金ですが、今回この補正で1億6,190万4,000円、積み立てるってことですが、これで年度末残高はどうなるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補正予算書8ページ、準備基金への積立金による年度末の残高でございますけれども、今年度、予算上、2億2,000万余りを取り崩すこととなりますので、結果的に8億900万ほどの金額が見込まれるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第54号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第55号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（中間建二君） 日程第23 第55号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第55号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、平成30年度の精算による東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額や、窓口業務等委託料の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,672万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,743万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は1,639万2,000円の減額で、平成30年度の療養給付費負担金等の精算に伴います一般会計からの療養給付費繰入金の減額等であります。

第3款の繰越金は3,464万5,000円の増額で、平成30年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は847万5,000円の増額で、平成30年度の精算に伴います広域連合負担金の還付金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は180万7,000円の増額で、窓口業務等委託料の計上であります。後期高齢者医療制度の一部を民間に委託するものであります。

第2款の広域連合納付金は688万4,000円の減額で、平成30年度の療養給付費負担金等の精算に伴います広域連合納付金の減額であります。

第5款の諸支出金は3,180万5,000円の増額で、平成30年度の精算に伴います広域連合への葬祭費受託事業収入返還金及び一般会計への繰出金の計上であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為であります。

債務負担行為の事項は、窓口業務等委託で、期間につきましては、令和2年度から令和5年度までとし、限度額を3,960万1,000円とするものであります。

民間事業者への委託により、市民サービスの向上、業務改善などを見込んでおり、ここで補正予算に計上し、令和2年4月からの本格実施に向けて事業者の公募などの準備を進めたいと考えております。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 4ページの窓口業務委託のところでは。

第55号議案に対しての資料要求で、委託する業務と市直営で残す業務の詳細について要求しましたが、該当する資料はないということです。これは現状で整理されていないという意味なのか、それとも議会に示す必要がないという認識なのか伺います。

2つ目に、個人情報漏えいの可能性と対策について伺います。

3つ目に、後期高齢者医療の窓口業務委託にかかわって、どのようなエスカレーションが想定されるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 委託する業務内容につきましては、国民健康保険の業務内容とほぼ同一なものとなります。あくまでも市のほうで残す業務といたしましては、公権力の行使に該当する部分、それから市のほうの判断が伴う部分でございます。それ以外の補助業務につきましては、窓口業務等委託の中に含めたいと考えてございます。

決して資料を示す必要がないという考えではございませんで、これから仕様書のほうを、詳細詰めてまいることになるんですけれども、これからまとめていくところの作業が現在進行中のところでございますので、現時点での説明の内容といたしましては、全員協議会で例示させていただきました内容のもの程度ということになってまいります。

2点目の個人情報保護の漏えいにつきましては、こちらも国民健康保険と同様のものになります。具体的に申し上げますと、委託業者につきましては、プライバシーマーク等が付与されていることを条件とし、市の個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び東大和市における特定個人情報の取り扱いの方針を遵守させるとともに、業務従事者に対しましては個人情報の取り扱いに関する研修を行っていただくことを、仕様書等で受託者に求めてまいりたいと考えてございます。また受託者につきましては、情報端末や記録媒体の持ち込み、持ち出しを同様に禁止いたしまして、物理的な漏えいを防止してまいりたいと考えてございます。

エスカレーションの内容につきましては、こちらも恐らく見込みといたしましては、制度に関する疑義照会や制度運用の判断が伴うもの、お客様の制度に関する意見の聞き取り等が考えられているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 第55号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

反対の理由は、窓口業務の民間委託が予算計上されていることです。

第1に、市民の前に計画を示す前に先に決定してしまい、後から市民に計画を示すというやり方に反対です。

第2に、質疑を通じて、実際に委託される業務と、市の業務として残される業務については、考え方が示されるのみで、きちんとした整理が行われていないことが明らかになりました。審査の前提がないということです。

第3に、市民の重要な個人情報が漏えいの危険にさらされる問題です。

そして第4に、違法な偽装請負となる懸念の問題です。

そして第5に、偽装請負を避けようとするれば極めて非効率になることは明らかです。

第6に、安定的な業務の継続という点です。

そして第7に、民間委託したほうが経費がかかるという点です。

そして第8に、これら業務を現に担っている非正規雇用職員の雇用が守られる保証がない、担保がないということです。これだけ問題の多い民間委託を、市民的議論にも付さずに進めさせるべきではありません。

以上で反対討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第55号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 陳情の付託

○議長（中間建二君） 日程第24 陳情の付託を行います。

8月28日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 5時46分 散会